

平成26年10月6日

◎川井委員長 ただいまから危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(10時3分開会)

本日からの委員会は、付託事件の審査等についてであります。当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりでございます。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、10月9日午前10時からの委員会で協議していただきたいと思います。

お諮りいたします。日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎川井委員長 御異議なしと認めます。

それでは日程に従い、付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることといたします。

《危機管理部》

◎川井委員長 それでは、危機管理部について行います。

最初に、議案について危機管理部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎野々村危機管理部長 それでは、総括説明に先立ちまして、まず職員の酒気帯び運転による懲戒処分について御報告いたします。

7月3日に、当部消防政策課の職員が酒気帯び運転で検挙され、7月9日付けで懲戒免職処分となりました。公務に対する信頼を損なうこととなったことにつきまして、議会、県民の皆様に対して深くおわび申し上げます。

今回の事態を受けて、所属長が全ての職員一人一人と飲酒運転の根絶に向けた話し合いを行い、今後このような不祥事が繰り返されないことがないように、意識や行動の徹底を改めて確認したところでございます。職員一同が、率先して法令を遵守すべき県職員としての自覚を新たにし、県民の皆様から県政に対する信頼の回復をするよう努めてまいります。

次に、本日の台風18号の対応の経緯と被害について、御説明させていただきます。台風18号の気象警報等の状況でございますが、5日の日曜日1時55分に全県下海岸部に波浪警報が出てございます。その後2時15分に暴風警報が県下に出てございます。また18時22分に大雨警報、それから洪水警報が追加されてございます。6日の本日1時20分に県内の大雨洪水警報を解除した状況でございます。

市町村の配備体制につきましては、10市町村で災害対策本部体制、残り24市町村が配備体制でございます。

被害についてでございますが、まず人的被害につきましては、新聞、テレビでも報道されておりますが、安田町で70代の女性が転倒し、足の骨を骨折したということで、重症1名でございます。また住家被害については現時点で報告されておる被害はございません。

避難勧告につきましては安芸市の穴内で6世帯13名の方に対して避難勧告が出てございます。また避難準備情報につきましては11市町村で、5万1,784世帯、11万1,242人に対して出ておまして、これは現在全て解除されてございます。

その他の被害といたしまして、風が強かったので、公共施設ですとか、農業被害等が心配されますが、これは今後の調査ということになると思います。

雨の状況につきましては、本当に室戸岬の周辺だけ降ったという状況でございます。時間雨量で最大が室戸岬で52mm、累加雨量の最大も室戸岬で219mmということで、雨はそんなに多くなかったんですけども、風が吹いたことが心配されるところでございます。台風の被害状況につきましては、以上でございます。

それでは、総括説明に入らせていただきます。今回提出しております議案について、概要を説明させていただきます。危機管理部からは、補正予算議案2件を提出させていただいております。議案説明資料の青いインデックス、危機管理部の1ページをお開きください。

補正予算は総額2,491万5,000円の増額をお願いするものでございます。先月の台風12号、11号では、本県の幅広い範囲で記録的な豪雨となり、道路の被災や地すべりの発生、河川流域での浸水被害など、多岐にわたる被害が発生し、近年にない大きな災害となりました。これによりまして、長期の避難や住宅が全壊するといった事態も発生しておりますことから、被災者の皆様が1日も早く日常生活を取り戻していただけるよう、関係部局、市町村と協力して対策に努めてまいります。

次に、南海トラフ地震対策といたしまして、現在第2期南海トラフ地震対策行動計画に基づき、避難路避難場所や避難タワーといった津波避難空間の整備など、命を守る対策を最優先で取り組むとともに、避難所の確保対策など応急期における助かった命をつなぐ対策についても本格的に取り組んでいるところでございます。

先月の1日には南海トラフ地震対策推進本部会議において、命をつなぐ視点で想定される課題をさらに洗い出し、例えば、津波避難場所で孤立した場合における通信手段の確保など、新たに61項目の対策を行動計画に位置づけることとしました。今後は、新たに追加されました対策も含め、取り組みのさらなる加速化を図ってまいります。

今回の補正は、こうした結果を含め、必要な対策に係る予算の増額をお願いするものでございます。

まず、1の台風12号、11号被害への迅速な対応では、被災者生活の再建支援といたしまして、住宅が全壊や大規模半壊され、生活の基盤に大きな被害を受けた被災者の方の早期

の生活基盤の復旧のため、被災者生活再建緊急支援事業補助金150万円を。2の南海トラフ地震対策のさらなる充実加速では、土佐清水総合公園で新たに必要となった総合防災拠点の施設整備のため、総合防災拠点施設整備工事請負費とその設計委託料にあわせて2,300万円余をお願いしております。

このほか、報告事項といたしましては、高知県地域防災計画の見直しについて、後ほど危機管理・防災課長から説明させていただきます。また6月定例会以降に開催されました審議会といたしましては、最後のページになりますが、高知県防災会議と同会議の幹事会をそれぞれ9月8日と8月28日に開催し、先ほど御説明しました高知県地域防災計画の見直しについて審議いただいております。

以上でございます。

〈危機管理・防災課〉

◎川井委員長 続いて所管課の説明を求めます。

◎中岡危機管理・防災課長 それでは危機管理・防災課の補正予算案について説明いたします。議案説明書No.2の8ページをお開きください。

危機管理・防災課の補正予算につきましては、総額で2,491万5,000円となっております。右の端の説明欄をごらんください。1の総合防災対策費では、総合防災拠点の整備に関する経費として2,341万5,000円。そして、2の災害救助対策費では、台風12号、11号における被災者の支援に関する経費として、150万円を計上しております。

内容につきまして、議案説明資料という赤いインデックスがついてございます、その4ページをまずお開きください。県が総合防災拠点として位置づけていますのは、広域拠点として4カ所、それを補完する地域拠点として4カ所、全部で8カ所でございますが。資料に記載のとおり、平成27年度までに非常用電源設備とか、通信機器、備蓄倉庫などについて整備することにしてございます。この中に今回の補正をお願いしております、土佐清水総合公園も入っております。

3ページをお開きください。土佐清水総合公園は地域拠点ですけれども、土佐清水市が避難対策を検討する中で、避難所が絶対的に不足することがわかりました。その確保策の一つとして、既に総合防災拠点として位置づけております土佐清水総合公園の体育館を、避難所として指定したいとの相談がございまして。県としても、避難者対策としてやむを得ないという判断をしたところです。

右欄の、真ん中の右欄の配置図に記載をしておりますが、この体育館では、もともと物資の集積とか仕分け、それから県の災害対策本部との連絡調整を行うようなことを計画しておりましたが、そうした災害対応の活動と、それから避難所が同じ場所にあるのは、非常に好ましくないと考えまして。この体育館の近くに整備予定でございました備蓄倉庫を、その左の上のほうに今回新たに計画している、連絡調整機能を備えた備蓄倉庫の新設

と記載させていただいておりますが。そこに移しまして、その中に通信設備や非常用電源、それから本部との連絡調整機能を持たせ、避難所の確保と総合防災拠点の機能を両立させたいということで、今回補正の予算をお願いしたところでございます。

備蓄倉庫については、先ほどの4ページの計画でいきますと、もともと27年度に計画整備する予定でございましたけれども、通信設備とか非常用電源設備の整備もあわせて行う必要がありますので、今回の補正予算でお願いするものでございます。

続きまして、同じ資料の2ページをごらんください。被災者生活再建緊急支援事業についてでございます。まず、左の欄をごらんください。まず、もともと被災者の支援といたしましては、被災者生活再建支援法に基づく支援制度がございます。この制度につきましては、阪神淡路大震災を契機としまして、平成10年に成立しました被災者生活再建支援法に基づくものでございまして、一定規模以上の自然界災害によって、お住まいになっている家が全壊または大規模半壊となった場合に、全都道府県が拠出しております基金を活用しまして支援金を支給し、被災者の生活の再建を支援する制度でございます。

これまで法による支援制度の枠組みは変遷してはいますが、左の真ん中に記載してありますように、支給される支援金につきましては、基礎支援金と加算金とで、最大では300万円支給されることになっております。

今回、台風12号、11号では全壊家屋が3棟発生しております。災害救助法が適用されました、いの町におきましては、この全壊世帯1世帯につきましては、この国の支援法に基づく制度の適用を受けまして、支援金の支給対象となることとなります。一方、災害救助法が適用されなかった津野町の全壊世帯につきましては、この制度の対象にならないため支援金が支給されません。そのため県独自の支援制度を設けて、市町村が被災者生活再建支援法と同等の支援を行う場合に、その2分の1を補助しようとするものでございます。

なお、右の下に参考として、過去の実績を載せてございますけれども、これまでも、平成13、17年度にも同様に県単独の制度を設けまして、被災者の支援を実施してございます。

以上が、補正予算2件についての説明でございます。よろしくお願いいたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎桑名委員 この、いの町以外で同一災害により同様の被災を受けた1世帯、これ津野町とあるんですけども。これどうして受けられなかった。どこの部分が適用されなかったんですか。

◎中岡危機管理・防災課長 被災者再建支援法の適用を受けるためには、左の上から二つ目の囲みに書いてございますように、一定規模の災害によって全壊、大規模半壊ということが条件になります。その自然災害といいますのは、そこに①、②、③と書いてございますが。まず②は、10世帯以上の全壊世帯が発生した市町村が条件。それから都道府県単位

で100世帯以上の全壊被害。それから①は、災害救助法の施行令に基づきます第1号、第2号に対する被害が発生した市町村になるんですけれども。今回、いの町では災害救助法、この第1号で対象になっています。これは詳しく申し上げますと、災害救助法では、市町村の規模によるんですけれども、30世帯以上の全壊被害が出た市町村に対して、災害救助法を適用することになっていますが、いの町につきましては浸水が152棟。床上浸水が152棟以上ありまして。床上浸水については、その3分の1を全壊にカウントできることになりまして、いの町は適用になりました。津野町は床上被害というか、その規模の被害がない中で、全壊世帯が発生したということでございます。

◎桑名委員 はい、わかりました。

◎岡本委員 土佐清水の総合公園への、備蓄機能を備えた施設整備についてという説明があったところなんですけれども。備蓄機能ということで米とか水とか便袋とかあるじゃないですか。これも今後、備蓄していかないかと思うんですけど、これは県の仕事になるんですか、市町村の仕事になるんですか。

◎中岡危機管理・防災課長 備蓄につきましては、基本、市町村が備蓄するものと、それから県が備蓄するものと、それぞれ役割分担をして行ってございます。基本的には、住民の方が一定の備蓄をしていただく。それを補完する意味で、市町村が基本的な備蓄をすることになっておりますが。それを補完する意味で、県も備蓄する考えになってございます。

◎岡本委員 そしたら、できた段階で暫時やっていくという考え方でよろしいですね。はい、わかりました。

◎坂本（孝）副委員長 10世帯以上の被災市町村ということですが。例えば、市町村の中で5世帯ぐらいが被災した場合も全部、市町村だけになりますか。

◎中岡危機管理・防災課長 今、支援法に基づくものにつきましては、先ほど言いましたように、この条件がございまして。そういった条件に乗らないものにつきましては、この県単独で制度を設けている状況でございまして。ただ、県の制度につきましても、県内で支援法が適用された市町村がある場合に限定してございまして。これにつきましては県議会の一般質問の中で、坂本（茂）議員から、それ以外の市町村、例えば、大きな台風災害だけではなくて、局地的な災害でその対象にならない、5世帯が全壊した場合なども含めて、県の支援制度を検討すべきじゃないかという御質問がございまして、知事から、今後ちょっと検討したいという答弁をさせていただいたところです。

◎坂本（孝）副委員長 やっぱり市町村でそこら辺が、現場でそういう問題が多分多いと思いますので。危機管理だけじゃなくて、土木のほうなんかもそうですけどね。高さ5mとか、5m以上とか、県と市町村の役割分担がありますよね。そこら辺が、現場の状況をしっかりと捉えてやっていただきたいと思いますので。

◎川井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

◎川井委員長 質疑を終わります。以上で危機管理部の議案を終わります。

〈危機管理・防災課〉

◎中岡危機管理・防災課長 補正予算に加えまして、第7号議案条例の改正について、続いて説明させていただきます。

続いて第7号議案、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害賠償に関する条例について説明いたします。議案説明書のNo.4の11ページの新旧対照表をごらんください。

この条例は、災害対策基本法に基づきまして、応急措置に従事した者が、従事中に死亡や負傷された場合に、災害救助法の規定による扶助金の支給の例によって損害補償するものでございますが、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行によりまして、災害救助法が一部改正されましたので、同法の引用規定、第29条が第12条に変わったということで、その引用規定を整理するものでございます。

危機管理・防災課の説明は以上です。よろしく申し上げます。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎中根委員 これに疑義があるのではないのですが。質問の中で、地域の防災会、地区の防災会の方たちで、結局消防の方たちと災害時に活動していて、けがをしたり死亡した方たちの救済策がないと思っていたら、あることがわかりまして。その周知徹底というかね。せっかくこういう条例があっても、知らない人たちが多いのじゃないかと。町内会長の中にも、結構知らない方がいて。だから、こういうせっかくその条例があって、救済措置があることを、ないからやらない、あるからやるではないんですけれども。やっぱり、そういう条例があるというのを知っておくことはとても大事じゃないかなと思ひまして。そういう周知徹底を防災関係のところにしていただきたいなと思うんですが。そのことも含めて。

◎中岡危機管理・防災課長 この、従事した者につきましては、例えば医師、歯科医師、保健師、鉄道事業者、港湾事業者とか、応急措置を行う者と逐条の中では整理をされてございまして。今、中根委員が言われました地域防災活動の部分とは、ちょっと別なのかと思ひます。

◎中根委員 別に、そういう地域での活動に従事する方たちへの救済措置があるということですね。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 自主防災会等の活動をされた方の関係は、消防法の消防団員等公務災害補償等共済基金というものがございまして、これで対象になることがわかってございます。県外でも事例があることも調べておりますので。こうした内容について、自主防災組織のほうに広くお伝えするように、今後考えてございます。

◎川井委員長 ほかにございせんか。

◎高橋委員 議案とは直接関係ないんですが、少し御提案しておきたいと思うんですが。土曜日に姫路の防災プラザに、町内会で視察に行ってきたんですが。ちょうど今度日赤の病院と北消防署が、イオン高知のところに移設する計画が進んでいるんですが。以前から高知市も、それから県でも、体験型の防災学習施設をつくってほしいという要望があったんですが。なかなか施設の維持管理であったり、それから使用頻度の問題であったり、建設する方向にはないんですが。先ほど中根委員からもございましたように、それぞれ高知市では、地域安全推進協議会というのがあって。それぞれの町内会で、いわゆる自主防災会をつくっています。それで県も市も、例えば南海地震備えちよき隊（こうち防災備えちよき隊）か何かいう、こういう冊子もそれぞれの地域に、ずっと世帯に配ってあるんですが。なかなか資料を見て、そのいろんなことを想定することは難しいんだろうと思います。姫路のこの施設、すごくよかったんです。ここの施設なんですけど、防災情報ゾーン、それから災害体験ゾーンということで、地震や風水害、火災などの災害のメカニズムを知るとともに、地震など災害要因となる現象を迫力ある3Dシアターで体験できる。3Dシアターなんですけど。35席ぐらいあったんですが。その眼鏡をかけて。ぱっとこう飛び出て。それから地震は、椅子も少し音響と同時に振動があります。それで子供たちは3年生、4年生を対象に、お聞きしましたら姫路市の人口は大体59万人らしいです。それで、カリキュラムを組んで、必ず子供たちをそこで学習させるということです。自分が体験したのは、子供たちから幅広い層で体験をして、そんなに時間はかかりません。30分ぐらいなんです。非常に興味があると同時に、町内会で行ってましたんで、高齢の方もおいでいましたけど。すごくいいねという話が、バスの中で、それぞれございました。こんなものが高知にあったら、ぜひみんなに体験させて、ということだったんで。当然、その映像の中に津波のシーンもありました。かなりの費用がかかると思うんですが、たまたまその北消防署をつくる関係があるんで。姫路の総合プラザは、消防署の機能を2階に設けて、1階は一部が消防の車庫です。それから司令室。7階建て、6階建てだったんですけど。すごくいい施設だったんで、以前からそういった要望もあるんで、高知もそういった施設を。我々も地域でそういった防災訓練をするんですが、参加する人が限られています。呼びかけをしても、なかなかそれぞれに参加する方々が少ないんで。こういう施設だったら、イオン高知の所だと、比較的人が集まりやすい所なので。危機管理部のほうで一度視察に行っていたら、そういったところも勉強していただくのも一案かなということで御提案させていただきますので、検討をお願いしたいと思います。以上です。

◎野々村危機管理部長 委員よく御存じのことと思いますが、現時点では、県といたしましては、起震車も2台にふやしたこともございまして、とにかく出かけて行って、皆さんに、プッシュ型でこういう訓練をやってございます。結構、年間2万人強の方がもう体験していただけるような状況にもなっております。ただ、我々も勉強だけはしておかんと

いかんと思ひまして、実は、夏ごろから、うちの職員なんかで、あちこちちょっとぼつぼつ、そういう施設も見せてはいただいています。別につくるというわけではないんですけど、勉強しとかんといかんなど思っております。私もそれでこの夏に、姫路じゃないですけど広島市の施設も見せてきていただいています。平日にもかかわらず大勢の、特に学生なんかが集団で見に来ておられることもございます。そういうこともちょっと意識して、姫路にもまた誰か行って見て来るようにいたします。

◎川井委員長 以上で、危機管理部の議案を終わります。

〈危機管理・防災課〉

◎川井委員長 続いて、危機管理部より「地域防災計画の見直しについて」報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることとします。それでは、危機管理・防災課の説明を求めます。

◎中岡危機管理・防災課長 それでは、高知県地域防災計画の見直しについて説明いたします。報告事項の赤いインデックスの1ページでございます。1地域防災計画に記載してございますが、都道府県地域防災計画につきましては、県や市町村、指定地方行政機関や地方公共機関などの処理すべき事項や、業務の大綱を定めることになっておりまして。国が定めます防災基本計画に基づき、作成または修正をしています。

その下に、2番に防災基本計画の修正状況を記載してございます。東日本大震災を受けまして、災害対策基本法が改正されまして、防災基本計画は、それ以降3回修正が行われてございます。主な修正ポイントとしましては、津波災害対策編の新設でございますとか、避難場所への計画的な整備、具体的かつ実践的な避難計画の策定が23年のとき。それから甚大な被害があった市町村にかわって、都道府県が災害の情報収集を行うこととか、市町村や都道府県の区域を超えた広域的な避難対策、それから、原子力災害の対策につきましても、24年に修正されてございます。それから、避難行動要支援者名簿の作成でありますとか、それに基づきます適切な避難誘導。加えて指定避難所の環境整備といった、総合的、効率的な対応について記載もされております。大規模な災害からの円滑かつ迅速な復興についても、この3回の修正の中で行われてございます。

下段のほうの3番に、南海トラフ地震防災対策推進計画の作成について、ということがございまして、これについても今回反映をしてございます。平成25年12月に南海トラフ地震対策特別措置法が改正されまして、推進地域として指定されたときには、地方の防災会議において推進計画を作成することが義務づけられております。

高知県の地域防災計画の震災対策編につきましては、改正前の法によります推進計画を、この震災対策編とすると位置づけてございましたので、今回、地域防災計画地震及び津波対策編の中に必要な事項を記載したということでございます。

この二つのことに基づきまして、右側の欄でございまして。高知県地域防災計画の修正

のポイントというところで説明いたします。まず一般対策編の修正ポイントでございますが。一般対策編につきましては、平成23年12月と平成24年9月の修正分につきましては、平成24年12月に見直しを行ってございまして、今回は平成26年1月の修正による見直しに加えまして、高知県防災会議からの修正意見も踏まえまして、修正してございます。

修正の箇所は多数に及びますけれども、大きなポイントは三つございます。1点目が、そこに記載してございます、震災対策編から地震津波対策編への名称変更。それから、災害時の要援護者から要配慮者、避難行動支援者といった名称変更が各所にわたってあります。

2点目が、避難行動要支援者名簿の作成など、避難者支援についての記載を行いました。あわせて、指定地方公共機関として、医療関係2団体を追加したのが一般対策編のポイントでございます。

次にその下、震災対策編の修正でございます。まず、先ほど言いました名称変更につきましては、国の防災基本計画では、地震対策編と津波災害対策編と二つになってございまして、両編には重複する部分、項目も多くて、対策を一体的に行うために、高知県の地域防災計画では、地震及び津波災害対策編と修正いたしました。加えまして、被害想定につきましては、平成24年12月公表の浸水想定、それから平成25年5月に公表した内容に更新したということでございます。

ちょっと中身、防災基本計画を反映した部分について御説明いたします。津波対策編につきましても、改正の項目は非常に多いですけども、大きなポイントが三つございます。まず1点目は、東日本大震災を受けまして、最大クラスの地震及び津波から守ることを目指すことに加えまして、発生頻度の高い一定規模の地震及び津波も視野に入れまして、対策に幅を持たせることで、あらゆる地震及び津波に対して万全を期することを、1点目は記載してございます。

次の地震津波対策の抜本強化では、公共施設や住居等の津波による被害の危険性が低い地域への移転対策の促進といったものを記載いたしました。

3点目の、避難体制の確保及び被災者支援の強化におきましては、避難行動要支援者名簿の作成、避難誘導など避難体制の整備、広域避難者を受け入れるための支援体制の構築を追記修正したということで、ここに防災基本計画を反映してございます。

その下の南海トラフ地震防災対策推進計画に関する修正におきましても、大きなポイントは三つございまして。地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画を記載いたしますとともに、水門の閉鎖や、堤防、水門等の整備についても記載いたしました。また、地震及び津波に関する情報の提供や、津波警報等の伝送経路等を追記修正したこと。あわせて資機材、人員等の配備予定、物資の備蓄などについても記載してございます。

以上が、高知県地域防災計画の見直しについてでございますが、9月8日に高知県防災

会議がございまして、そこにお諮りいたしまして了承をされてございます。以上で報告を終わります。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎中根委員 県も防災士の養成に力を入れていると思うんですけども。この防災士の役割は、この防災計画の中でどのあたりになるんですか。

◎中岡危機管理・防災課長 一般対策編と震災対策編でちょっと分かれておりまして。何分か、よろしいですか。

◎中根委員 はい。もちろん。細かいかな。聞き方が。すぐお答えなくてもいいんですけど。防災士の養成を一生懸命やっていると思うんです。それで、県だけじゃなくて、市町村もやっているかとも思うんですが。以前この委員会でも何か報告があったように思うので。防災士になろうと。基本的な知識を身につけて、災害のときに役に立とうと思う若い人たちも結構多くて。きのうも防災士の試験があったらしいんです。そのときに、試験を受けるのに4,000円かかって、登録をするのに3,000円かかる。それはその地域の町内会か、地域の防災会かの支援があつてそれくらいの値段で受けられる方と、一定の枠に入らない人は、大阪とか他府県に行つて、2万円とかお金を払つて、2泊か何かして受けられることができると。結構その、一生懸命みんなのために防災力をつけようとしているときに、費用が要るなど。もう少しその援助というか、みんなのためにやっているわけだから。高知県内で受けられる人と、県外で受けられる人との負担もすごく違うし。何かやり方がないのかしらと思ったもので、一体どこにそれが反映されるんだろうと思って聞いてみました。

◎野々村危機管理部長 防災士に関しましては、昨年度から県で防災士の講習を開けるようになりまして。そういう資格を取らせていただきまして。今までですと大阪へ行つて、ちょっと金額は忘れましてですけど、取らなければならなかった分が、県内で、400人のところ450人ぐらいの申し込みも来ておりまして。県内で受けられるということで。試験代だけを払っていただいたらいいのかな。8,000円の試験と登録費用だけを払っていただければ、県内で全て完結できるような形でやっております。それは去年200名やったかな。ことし400名と順次ふやしていっております。県外まで行かなくても県内で、防災士の資格が取れるようにさせていただいております。

◎中根委員 その人たちがどういうところで、どういう役割をするのかをちょっと知りたかったので、それは後日教えていただければと思うんですが。その8,000円が、負担が重いか軽いかは、いろいろあると思うけど。私はもっと軽くて、その防災力をつけた人たちが、たくさん生まれるのがいいんじゃないかと思ったけど。8,000円というのは、結構高いんじゃないかという思いがしますが、そんなことはないんですかね。

◎野々村危機管理部長 8,000円が高い安いという議論はあると思いますけど。それまでは数万円かけて、大阪で受験せんといかんということがございまして。それをとにかく解消

するというので、まず県がそういう講習機関になれるということで、去年からやっております、今年からは本格的にできる体制。それでも数万円要ったのが8,000円で済むようにはなっております。

それから、県内で防災士の講習を受けていただく方は、基本的には県の防災士会に登録いただく、もしくは継続的に地域で防災活動していただくことを前提に、を受けていただくように支援させていただくようにしています。

◎中根委員 だからそういう意味合いで、その命もかけて、みんなのためにというときに、登録するだけで何千円もかかるとかいうのは、どうしてそういう費用が要るのかなど。本来であれば行政が委託して、そういうその防災士機能が発揮されているのか。何かそのあたりの仕組みが、十分わかってないのですけれども。なるだけ負担って軽くあるべきだと思うけど。

◎野々村危機管理部長 防災士は全国の防災士会というNPOの組織がございまして、そちらのほうが認定しておる資格でございまして。その試験代、それから登録費用は、NPOのほうに支払わなければならない費用ということで。そこに関しては、講習を受ける費用は、我々が全部負担する形になったんですけども、個人がその試験を受ける費用、それから個人がそのNPOへ登録する費用の現在8,000円は個人負担になっております。

◎中根委員 はい。きょうだけではあれですが、なるだけ多くの皆さんが力をつけることができ、実際に災害のときに力を発揮できるように。ぜひ、今後も負担が軽くなるように考えていただければと思います。

◎岡本委員 修正ポイントの中で、一般対策編の修正ポイントで、地方公共機関への医療機関2団体を追加というのがありますけれども。この2団体は何で、どういうことでこの2団体にしたのかを教えてください。

◎中岡危機管理・防災課長 高知県歯科医師会と看護協会でございますが。当然それぞれが、災害時にいろんな活躍をしていただく機関ではございますが。これまで医師会が全体を代表するという形になっていましたけれども、それを歯科医師会と看護協会と分けて、それぞれが独立した形で指定地方公共機関として、指定することにさせていただきました。

◎岡本委員 ああ、そうですか。はい、わかりました。

◎川井委員長 ほかにございせんか。

(「なし」と言う者あり)

◎川井委員長 質疑を終わります。

以上で、危機管理部を終わります。午前中の委員会は、11時50分で終わりたいと思いますので、御協力よろしく申し上げます。

《健康政策部》

◎川井委員長 次に、健康政策部について行います。

最初に、議案について健康政策部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承を願います。

◎山本健康政策部長 それでは総括の説明をさせていただきます。健康政策部の議案につきましては、一般会計の補正予算と条例議案が4件です。お手元の資料の②とあります議案説明書、補正予算の9ページをお開きください。健康政策部の一般会計補正予算の総括表ですけれども。総額は1億7,437万8,000円の増額補正をお願いするものです。

まず医療政策課です。本年度から、訪問看護サービスが不足している中山間地域などの遠隔地に、訪問看護師を派遣する訪問看護ステーションに対し、不採算となる経費の一部の補助を開始していますけれども、当初想定していた派遣件数を上回る見込みとなったため増額補正を計上しています。

また、病院、有床診療所のスプリンクラーなどの設置経費に対する補助や、日本赤十字社高知県支部が行う、救命救急センターの運営に対する補助について、国の配分額に応じて増額補正を計上しています。

次に、医師確保・育成支援課です。平成29年度から実施される新たな専門医の仕組みに対応するために、医療機関が行う専門医の養成プログラムの作成経費に対する補助を、補正予算として計上しています。

次に、健康対策課です。平成27年1月1日に施行される、難病の患者に対する医療等に関する法律により、医療費助成の対象疾患が56から110疾患に増加しますことから、審査体制を充実させるため、高知大学医学部に難病の認定審査の補助業務を委託する経費を計上しています。

また、感染症の発生及び蔓延を防止するため、台風第12号、11号により浸水した家屋等の消毒のために、いの町、日高村、四万十町の3町村において調達した、消毒液等の費用の一部を負担する経費のほか、予防接種によって生じた新たな健康被害認定者に対する救済給付費を負担する経費を計上しています。

次に、条例その他議案ですが、④の資料、議案説明書条例その他をお願いします。4件ございますけれども、まず1ページをお開きください。一番下三つ目にあります高知県地方薬事審議会条例等の一部を改正する条例議案、それから2ページの一つ目の高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案、その下の、高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案は、いずれも薬事法等の一部を改正する法律の施行等に伴う改正です。再生医療等製品の製造販売業または販売業の許可の申請に対する審査等に係る手数料を新たに徴収するほか、引用規定の整理などを行うものです。

最後に一番下にあります、高知県旅館業法施行条例及び高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例議案は、少年院法及び少年鑑別所法が制定されるとともに、少年院法が廃止

されることに伴い、引用規定の整理などを行うものです。

続きまして部で所管します審議会の開催状況についてです。お手元のA4横の資料、平成26年度各種審議会における審議経過等一覧表をごらんください。この一覧表のうち平成26年6月定例会開催以降、10月5日までに開催されました審議会は、右端の欄に平成26年10月と書いています。高知県医療審議会など4件でございます。お手元の一覧表に主な審議項目、決定事項などを記載していますので、御確認をお願いします。また、各審議会の委員名簿につきましては資料の後ろにつけています。それぞれ詳細につきましては担当課長から御説明いたします。

以上で総括の説明を終わります。よろしく願いいたします。

〈医療政策課〉

◎川井委員長 続いて所管課の説明を求めます。

◎川内医療政策課長 医療政策課でございます。当課からは、5,719万5,000円の増額補正の審議をお願いしております。お手元の資料、②の議案説明書の11ページをお願いいたします。まず、1の保健医療計画推進事業費の中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金1,602万7,000円でございます。これにつきましては議案参考資料、健康政策部の医療政策課の赤のインデックスがついておりますポンチ絵で御説明いたします。

この事業は、訪問看護サービスが不足している中山間地域等への訪問看護師の派遣調整を行う体制の整備、また遠隔地域へ訪問看護師を派遣する訪問看護ステーションへの支援に対して補助を行うものでございます。具体的には上段の(1)、訪問看護師の派遣調整を行う体制整備として、訪問看護サービスの提供が困難な事例について、ここの右の囲みですが、①で医療機関等から協議会に相談があった場合、この下の図にも示してありますとおり、この協議会が最寄りのステーションに訪問を依頼いたします。これが②、③になります。

続きまして、小児患者等で最寄りのステーションが訪問困難なケースは、基幹ステーションが同行して行く。これが②'、③'になります。もう一つは、最寄りのステーションがない場合は、基幹ステーションが直接訪問と、これが②''、③''というような調整で、中山間地域への訪問看護師の派遣を、この協議会に行っていただいております。この調整や事務局経費に対して300万円を当初予算で計上しております。

次に上段の(2)ですが。遠隔地域への訪問看護サービスの実施に対して、診療報酬の訪問看護の特別地域訪問看護加算、これは、訪問サービス料に対して100分の50加算されるものです。これの対象とならない、郡部のステーションから30分ないし60分かける訪問、また加算の対象となっていない、高知市など都市部のステーションから30分以上かかる訪問に対して、この加算相当分の補助を行うものであります。

当初予算では、この上の(2)の不採算部分の経費補助に、約300万円を計上しております

したけれども、事業量を見込む十分なデータを把握しておらず、また、この補助事業者である訪問看護ステーション連絡協議会との協議によって予算計上を行いました。ところが事業実施後、当初の見込みを大きく上回る訪問実績が明らかになりましたことから、所要額の増額補正をお願いしようとするものです。

この事業におきましては、訪問看護サービスの提供が困難な地域に居住する、例えば、がん末期の患者さんが自宅療養希望に応じて、この事業による訪問看護サービスを受けて自宅でのおみとりを行うことができた事例。また同様に、周産期に重度の障害を来したお子さんが、NICUからGCUを経て、自宅に帰ることができた事例など、遠隔地域でありましても、本事業を活用して訪問看護を受けることができた幾つかの成果をお聞きしているところでございます。

今後も引き続きこの事業の周知に努めまして、本事業を多くの訪問看護ステーションに利用していただくことで、中山間地域の訪問看護サービスの確保を図っていこうと考えております。

続きまして、議案説明書の11ページにお戻りいただきまして、2の救急医療対策費の救急医療施設運営費補助金903万8,000円でございます。この補助金は、救急医療の確保を目的として、市町村や救急医療機関の開設者に対して行う補助事業であります。今回補正を行いますのは、このうち重篤救急患者の第3次救急医療を担う、高知赤十字病院の救命救急センターの運営費補助を行っております、救命救急センター運営事業でございます。

平成26年度当初予算の計上時に、国の概算要求資料をもとに予算化しておりましたけれども、国から交付要綱案が示された3月中旬において、補助基準額が増額となっておりますことから、国、県負担金の歳出予算の増額をお願いするものでございます。

次に、3の災害医療救護体制整備事業費のスプリンクラー等整備事業費補助金でございます。補正予算3,213万円につきまして御説明いたします。この事業は、国の医療施設等施設整備補助金を活用しまして、消防法でスプリンクラーの設置の義務づけがない有床診療所等の防火対策として、スプリンクラー等の設置に要する経費を補助するものでございます。これは、平成25年度の国の補正予算において事業化されたことに伴いまして、県としても、平成25年度2月議会に補正予算を計上し、国の交付決定が平成26年度以降となることが確実でありましたことから、繰り越しの承認をいただいております。平成26年度に入りまして、国への事業計画の提出を行ったところ、6月末に厚生労働省から、当初の2月補正時の見込みを上回る内示がありましたことから、これに対応するため増額補正をお願いするものでございます。

当初予算では予算見積もり時において、国の採択条件等が明らかでなかったため、国の予算総額をもとに、本県内の有床診療所の数で案分して計上しておりましたけれども、補助事業者の採択に当たっては、国が全ての事業計画を受け付けた上で、優先順位をつけて

箇所づけを行いましたため、結果的に予算額よりも多くの採択をいただいたことによるものでございます。

当課からの議案は以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 救急医療対策費で、日赤への運営補助金が出されるようになっているんですけども。これは、日赤のかなり忙しい状況があつてのことだと思うんですけども、それ以外については大丈夫ですかね。

◎川内医療政策課長 赤十字病院の救命救急センターの運営につきましては、専従医が10名程度の体制で行っていると聞いております。御多忙というお話も、この救命センターの運営協議会に参加する中で、お聞きしておりますけれども、おおむね円滑に運営されているのではないかと認識しております。

◎岡本委員 円滑の上に、また補正で運営補助金を出すことになるわけですか。

◎川内医療政策課長 この補助金は、国の制度で昭和52年度から、国、県、事業者が3分の1ずつ経費を負担していく制度でございまして。この制度にのっとり、この救命救急センター開設時の平成6年度から実施しております。毎年、国の交付の基準額が若干変動ございますので、今年度に限らずこれまでも2月補正または9月補正で、予算をお願いしてきた経緯がございますので。今年度から新たに行っているものではございません。

◎岡本委員 ちょっと勉強不足かもしれませんが。ほかにも救急医療をしているところがあるんじゃないですかね。今回何で日赤になったのかも含めて、疑問に思ったので、そのあたりちょっと説明してください。

◎山本健康政策部長 3次救急は、もともと採算が難しい分野ということで。最初から3者が負担をし合つて制度をつくっています。要は、国の制度で決まっていますので、その制度の額が変わつたことに伴つて、ある面、自動的に今回補正をするものでございます。

◎岡本委員 そんなレベルの問題なのか。わかりました。

それともう1点、スプリンクラーの設置の件ですけど。国が要望を全て受け入れたという説明でしたね。

◎豊永医療政策課企画監 要望を全て受け入れたわけではなくて。当初予算につきましては、中身がよくわかりませんでしたので、全国の割合に対する有床診療所の割合ということで、予算を昨年度の補正予算で上げていたんですけども、今回、国が個々の病院をそれぞれ一つ一つ判断して内示をすることになりましたので。県で一応、要望を取りました中で、八つぐらい採択をされまして。その合計が、昨年度の補正予算よりも上回つたということになります。今回上げていた全部で20の医療機関があるんですけども、そのうち八つぐらいが採択になったということになります。

◎岡本委員 じゃあ全部じゃないわけですね。全部と聞こえたような気がしたんですけども。

ども。それは緊急度とか、その状況に合わせて八つが選ばれたというところでいいんですね。今後もしゃあ、残された部分については予算要求をしていくという考え方でよろしいんでしょうか。

◎豊永医療政策課企画監 はい。かなり対象となる医療機関があると思うんですけど。その1割ぐらいを今年度、この今回の予算で対応していくという国の方針の中で、まず先ほどもおっしゃったような危険度なども含めて。義務化しているところについては、対象外として外されましたけれども、昨年度の福岡での事故が義務化してないところでありましたので。そういったところの対象で、防火設備等に不備があるとかいったところを国の判断基準の中で選択をして、今回全、国のバランスも見て選んだと思います。細かい選考基準は示してはいただいておりますけれども、そういった形でやって選んだと思います。今後、まだたくさん残っておりますので、国のほうも対応していただけるものと考えております。

◎岡本委員 今後も県としてもそういう要望をしていくと。

◎豊永医療政策課企画監 はい、それは当然。医療機関から要望があれば国に要望していきます。

◎坂本（孝）副委員長 この参考資料について、ちょっとお聞きしたいんですけど。中山間地域の訪問看護サービスという資料がついていますが。この中山間の訪問看護、これからますますふえていくと思うわけですね。この資料でも、これまでは十分な統計データがなかったこと。それから事業を始めてみて、当初の見込みを大きく上回ったという実態が明らかになっているわけですね。そこで、この医療機関等から補助事業者に相談があったときに、このステーションが対応するわけですけども。この最寄りのステーションが訪問できない場合、あるいはその最寄りのステーションがない場合、この基幹ステーションの役割が、物すごく重要になっているわけですね。これ見てみますと、中央地区に2カ所、東部地区に1カ所、高幡1カ所、幡多1カ所、この5カ所ぐらいしか基幹ステーションがないんですが。現状として、この数で十分に対応できそうですか。

◎川内医療政策課長 現状では、同行または直接行っているケースは、それほど多くないとお聞きしておりますが、それぞれの基幹ステーションだけでは十分対応できないケースも出てくると思います。今後、協議会とも相談しながら、特に郡部については、基幹が1カ所体制ですので、複数体制取れないかどうかということも、少し相談しながら進めていこうと考えております。

◎坂本（孝）副委員長 中山間の訪問の医者との関係もそうですけど、看護のほうも本当にこれから大事になってくると思いますので。おくれることのないように、しっかりと整備をしていってほしいと思いますので。お願いします。

◎中根委員 この委員会の前に説明を受けたときに、中山間の定義はなかなか難しいなど

思いました。中央圏で高知市とか、市町村合併で随分と広がっていますよね。高知市でも鏡とか土佐山に行こうと思ったら30分以上、60分以内の所がたくさんあって、そういうところに手が差し伸べられるのかなと思ったら、高知市は別ですというお話があったりして。だから、中山間の定義そのものを、この制度が十分把握できるように、国に対しても制度を、しっかり実態に合わせていくことがとても大事だと思うので。その点では高知県としても、声を上げて行ってほしいと、この場でも要請をしておきたいと思います。

◎川内医療政策課長 事前に各議員に御説明させていただく際に、ちょっと十分でないところもありましたので、若干訂正も込めて御説明させていただきますと。この診療報酬で特別地域加算に該当しない所、いわゆるその中山間以外とされている場所については、例えば高知市では旧土佐山村、旧鏡村が外れております。要するに中山間地域に入っております。旧高知市と旧春野町です。あと南国市の北部。香南市のうち、昭和の合併前の旧町村ぐらいの、大字で区分されていますので、香南市では夜須町や香我美町の一部が中山間地域になっております。芸西村は逆に中山間地域になっておりません。あと中山間地域でない地域を申し上げますと、土佐市の大部分、佐川町の大部分と、日高村の中心部といったところがあります。ここのくくり方につきましては、診療報酬制度の中で規定しておりますので、ちょっとどのような経緯で決まったかについては、十分承知しておりませんが、私どもが見ましても、中山間地域に該当すると思うような地域も、中山間地域でないところに分類されておりますので。また、こういった分類の方法等について、国に確認しつつ、必要に応じて、また、いろいろと相談していきたいと思います。

◎西内（健）委員 その中山間の定義もそうなんですが、この医療圏域という定義はどういうふうになっているのかという。実はその地方医療圏域って非常に広いと思いますけど。向こうは結構、奥行きがあったりとかで。医療圏域というのは、どういうふうに指定されるのかを、ちょっとお尋ねしていいですか。

◎川内医療政策課長 これは医療法に基づきまして策定している高知県保健医療計画で、5年ごとに決定をしております。基本的な地域医療が提供できる区域として、定めることになっております。その一方で、介護保険法に基づく老人保健福祉圏域など、保健福祉に係るその他の圏域と整合性を持つような形で設定することになっております。安芸、中央、高幡、幡多の4医療圏になっております。御承知のように中央医療圏は、高知市及び中央東福祉保健所、中央西福祉保健所の三つの所管区域と一致しているところであります。中央医療圏は非常に広域ですが、医療機関が高知市に一定集中していて、周辺地域の医療もカバーして、一体的な診療圏を形成しているということで、中央医療圏を設定しております。

その他の医療圏は非常に広域ではありますけれども、逆に国からは人口減少や、また他の医療圏へ流出しているような医療圏については、統合を検討すべしという指摘も受けて

おります。ただ、そのような中で、現行の四つの医療圏は、やはり基本的な医療提供を守らなければいけない圏域として、昨年制定改正しました医療計画では、現行の4医療圏を堅持しております。今後も基本的には、その方向で四つの圏域を考えていきたいと考えております。

◎西内（健）委員 先ほどの話だと、じゃあ現状はある程度、現状に沿ったような形で医療圏域を決定しているということで構わないんですね。

◎川井委員長 ほかに質疑ございませんか。質疑を終わります。

〈医師確保・育成支援課〉

◎川井委員長 次に、医師確保・育成支援課の説明を求めます。

◎家保副部長兼医師確保・育成支援課長 医師確保・育成支援課でございます。当課からは、予算の増額補正の審議をお願いいたします。お手元の資料、右上の番号2番の補正予算の12ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。上から3段目にあります医療施設運営費等補助金108万9,000円ですが、これが今回の補正事業に充当する国庫補助金の歳入を見込んだものでございます。

次の13ページをお願いいたします。歳出でございます。先ほどの国庫補助金を財源に、今回、専門医認定支援事業費補助金を新規事業として行うこととしております。専門医認定の名称でございますけども、今回は病院から申請のありました、総合診療専門医の育成のためのものでございます。

これまで日本の専門医制度は、内科、外科など各診療領域の学術集団である学会が創設し、独自に認定及び更新の基準などを定めてまいりました。ただ、学会ごとの専門性とか、成り立ち経緯が異なるため、その認定基準がばらばらであったことから、制度が国民にわかりにくいという意見がございました。そこで厚生労働省の検討会の意見を踏まえまして、平成25年度に第三者機関を設立し、平成29年から新たな専門医制度を運営することとなりました。

その改正のポイントでございますけども、まず1点目としては、第三者機関によって統一的に専門医の認定と養成プログラムの評価、認定が行われるようになった点。それから、基本的な専門領域として従前から認知されていた、内科、外科、小児科などの18の基本領域に加えて、今回新たに総合診療科が基本的な領域として追加になった点が挙げられます。

新たに加わった総合診療科とは、全人的に患者を捉え、特定の臓器や疾病に限定せず、多角的に診療を行う診療科目というような想定をされております。その専門医である総合診療医には、地域を支える診療所や病院において、日常的に頻度が高く、幅広い領域の疾病と傷病について、適切な初期治療と必要に応じた継続治療を全人的に提供できることが求められます。

このたびの補正予算でお願いする事業は、この新たに加わった総合診療専門医の認定に向けて、県内の医療機関が行う養成プログラムの作成に対して支援を行うものです。県下の基幹型臨床研修病院に要望を募りましたところ、申請のごぞいました近森病院と幡多けんみん病院、あき総合病院の両県立病院への支援を予定いたしております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎溝渕委員 先ほど説明がありました、総合医の関係ですが。これは、先ほども三つの、県立2病院と近森病院ということで。民間病院の希望は、これからもあんまり広がっていくようなことは考えられてないんですか。今、三つの病院は言われましたが。

◎家保副部長兼医師確保・育成支援課長 総合診療科としては、やはり基礎的な科目として内科、外科とか基礎の項目のある程度の診療機能、それから研修機能がある病院になると思います。そうなりますと全くの民間病院よりは、初期臨床研修の基幹型の臨床研修病院など、ある程度、指導医とか設備が整ったところをベースに、初期プラスその後、初期が終了した3年目、4年目、5年目ぐらいの若手の研修医を養成できるということです。幅広く民間病院というよりは、やはり基幹型の研修病院を中心にいろいろお話を進めて、やっていきたいなどは思っております。

◎溝渕委員 最近ね、総合医のことが大事に言われる時代にもなりましたのでね。積極的に、本当に大きないろんな科のある病院でないと、もちろんできんということはわかっていますかね。三つの病院から始めようということのようですので。ほかの県のいろんな動向なんかも見ながら、その努力をしていってほしいと思います。

◎家保副部長兼医師確保・育成支援課長 プログラム自体は、やはり基幹型の臨床研修病院で作成し、ある程度の期間は基幹型の病院で働いて研修していただきますけども。1年ほどはそれ以外の病院、市中病院、特に郡部の病院などにも出向いて行って。やはり住民の方と近いところで、きちっと診療経験を積んでいただくことを、そのプログラムの中に組み込むことが、やはり要件として重要だと思っております。出てきている部分も、そういう考えをきちっと織り込んでいただいていますので。私どもとしては、そういう研修病院の会がございましたら、こういうことも引き続き取り組んでいただきたいということは、ぜひお願いしたいと思っております。

◎岡本委員 関連ですけど。これはもう全国的には、結構進んでいるわけですか。

◎家保副部長兼医師確保・育成支援課長 制度自体が平成29年度からで、この事業自体も今年度からの事業でございます。ところによっては、非常に進んでいるところもありますし、差が非常に大きいところは実際あると思います。ただ、大学病院でなかなかやりづらい部分はあるんですが、一方で学生なり、そういう時期からそういうところの知識をきちっと伝えておかないといけない部分もありますので。大学病院とどういうふうに、その基

幹型の病院、プログラムをつくる病院が連携していくのかは、非常に大きなことではないかなと思っています。

◎岡本委員 プログラムをつくるに当たって、県外からそういう情報を収集した上で、つくっていくことになるわけですね。

◎家保副部長兼医師確保・育成支援課長 県外もございますし、高知大学では家庭医療学講座など、従前から後期研修として、この診療科の前身になるような学会がございましたので、そこの認定プログラムなどもつくっております。そういうところを参考にしながら、3病院以外の病院もつくっていただけたらと思いますし。また県外の先進的な事例については、関係学会等からいろいろお話も聞いていただいているものと、私どもも考えております。

◎田村委員 そしたらその、これからの啓発よね。患者さんから見た。広範な。それを相当力を入れてやらないと。こちらがというか、厚生労働省が幾つか、大変適切に分けても、肝心の患者さんがわかりにくいということなんで。そこらあたりの努力もぜひとも。どういうふうに考えておるんですか。

◎家保副部長兼医師確保・育成支援課長 正直、イメージがまだ。県民の方とか国民的にはわかりづらいですし、ぱっと見るとNHKの番組のようなイメージを持たれる部分があるかと思いますが。現実、各病院で研修医なり、ふだんから総合診療の重要性とか必要性をきちっとPRするとともに、まずそういうところに参加していただく若手の医師をふやさない限り、単なる絵に描いた餅になってしまいますので。県民の方々へのPR等もあわせて考えたいと思いますけど、まずは参加いただけるような環境づくり、PRを1番に進めていきたいなと思っています。

◎川井委員長 ほかにございませんか。以上で質疑を終わります。

〈医事薬務課〉

◎川井委員長 次に、医事薬務課の説明を求めます。

◎西森医事薬務課長 医事薬務課でございます。よろしくお願いたします。当課からは、第8号議案、高知県地方薬事審議会条例等の一部を改正する条例議案、第9号議案、高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案、第10号議案、高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案、以上3件の議案を提出しております。

恐れ入りますが、お手元の議案参考資料の赤いインデックス、医事薬務課がついているページをごらんください。今回は、薬事法の改正に伴い、関係する五つの条例を改正しようとするものでございます。高知県地方薬事審議会条例など、上三つの条例は、引用する法律の題名等が変更されますことから、高知県地方薬事審議会条例等の一部を改正する条例議案に集約しております。

それでは、本年11月25日に施行されます、薬事法等の一部を改正する法律の概要と、条

例改正の概要関連づけながら説明させていただきます。今回の薬事法の改正は、ポイントが4点ございます。1点目は、医薬品、医療機器等に係る安全対策の強化。2点目が医療機器及び体外診断用医薬品の特性を踏まえた規制の構築です。

医療機器は短いサイクルで改善、改良が行われた製品が市場に供給されるなど、医薬品とは異なる特性を有しております。このことから、医療機器の特性を踏まえた制度改正によりまして、医療機器の迅速な実用化と規制の合理化が図られることになりました。

また、体外診断用医薬品は、人または動物から採取した血液、尿などを用いて、疾病の診断を行う際に使用されるものです。現行では医薬品と同じ分類ですが、アメリカなど外国においては医療機器として規制している国が多いことから、国際的な整合性をとる必要性が生じ、医薬品としてではなく医療機器と同様の分類で規制が行われるよう改正されました。

この改正に伴いまして、1ページの下から4行目、矢印でお示しをした箇所がございますように、手数料条例に体外診断用医薬品製造販売業の項目を新設することを予定しております。手数料の額につきましては、後ほど説明させていただきます。

同じく1ページの2の(1)の図をごらんください。製造販売業及び製造業についての考え方を簡単に説明させていただきます。製造販売業者は、医療機器等を市場に出荷する元売業で、自社工場での製造、他の製造業者への製造委託、または輸入した製品の市場への出荷、市販後の安全管理など全ての責任を負います。今回、製造業における製品の製造工程や品質の管理を、製造販売業者が監督するよう改正が行われました。

2ページをごらんください。この改正に伴いまして、製造業は許可制から登録制に移行し、審査内容が簡略化されましたので、手数料条例につきましては従来の許可申請に伴う手数料を廃止し、登録申請に伴う手数料を新設することを予定しています。

また、(3)にございますように、製造販売業については、製造業者の監督など遵守すべき事項が追加され、許可更新時に確認を要する書類がふえますので、手数料条例を改正し、許可更新申請手数料を増額することを予定しております。

(4)の製造工程の管理や品質管理が基準どおり行われているかどうかを確認する適合性調査は、今後は都道府県ではなく、国または民間の登録認証機関が実施いたしますので、手数料条例の適合性調査等申請手数料を廃止することを予定しております。

続いて(5)でございますが、今後は故障に対応するための代替品の貸し出しなど、対価を得ずに医療機器を貸与する場合も規制の対象となります。従来は対価を得る賃貸業のみが規制の対象でしたが、今後は対価を得る、得ないにかかわらず、許可または届け出の対象となり、業の名称も賃貸業から貸与業に変更されます。

高知市にある、医療機器の販売業または賃貸業に関する事務は、事務処理特例条例により、高知市が処理することとされていますので、手数料条例及び事務処理特例条例中の医

療機器販売業または賃貸業を、医療機器販売業または貸与業に改正することを予定しております。

次に、ポイントの3点目についてですが、再生医療等製品に係るものでございます。再生医療等製品とは、人または動物の細胞に培養等の加工を施し、身体の構造機能の再建、修復、形成などを目的として使用するものなどを指し、既に承認されている再生医療等製品には自家培養表皮などがございます。i P S細胞等による再生医療は、革新的な医療として実用化に向けた国民の期待が高い反面、安全面などの課題が存在します。再生医療等製品については安全性を確保しつつ、迅速な実用化が図られますよう、人の細胞等を用いていることから個人差などが反映され、品質が不均一となるなどの特性を踏まえた制度を構築する必要がございます。このため、医薬品や医療機器とは別に、再生医療等製品を新たに定義し、その特性に応じた安全対策等の規制が行われることになりました。

この改正に伴いまして、(1)にございますように、食品・衛生課が所管する高知県食の安全安心推進条例に、再生医療等製品の定義を追加する必要がありますので、所要の改正を行うことを予定しております。

また、(2)にありますように、再生医療等製品の製造販売業及び販売業の許可の申請に対する審査などの事務をとる必要がありますので、手数料条例を改正することを予定しております。

なお、畜産振興課が所管をいたします動物用医薬品等も薬事法の規制を受けますが、動物用に使用する医薬品、医療機器及び再生医療等製品に関しては、販売業のみが知事権限となっております。今回の法改正により新設される、動物用の再生医療等製品の販売業についても、手数料条例の再生医療等製品販売業に関する手数料が適用されます。

ポイントの4点目、その他でございますが、今回の改正によりまして、薬事法の題名が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に改められるほか、所要の改正が行われました。このため、関係する五つの条例につきまして、現在の薬事法、同法施行令、同法施行規則の題名を改正することを予定しております。

続きまして、3ページをごらんください。高知県手数料徴収条例の改正の概要でございます。資料1ページ及び2ページで御説明いたしましたように、医療機器等の製造業が許可制から登録制に移行すること、製造販売業の許可要件が変更されることなどの改正が行われましたことから、手数料の新設、改定等、所要の改正を行おうとするものです。なお、手数料は、許可や登録に係る業務を行うために必要な人件費、印刷製本費、その他の経費を積み上げて算出してございまして、改正後の手数料の額は、他の都道府県の手数料とほぼ同じ額となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 この法改正に伴いましてね、県内でこの影響を受けるというか、手数料の条例に関連するんですけれども。何業者ぐらいにあって。例えばですよ、手数料条例の中には増額もあるし、廃止もあるじゃないですかね。これによって、歳入になってくるんでしょうか。これ、手数料ですからね。どのような負担がふえるのか。ふえる人もいれば、ふえない人もおると思うんですけど。どこがどうなるのか、ちょっとわかりにくいところもあるんですけれども。そのあたり、わかっている範囲で教えていただけますか。

◎西森医事薬務課長 今回、手数料の改正がございます医療機器の製造業などがございますが、県内の業者の数といたしまして、医療機器は製造業者が10、製造販売業者が5となっております。また体外診断用医薬品、再生医療等製品の関係業者は県内にはございません。委員が御指摘されましたように、業態などによりまして手数料が増加するもの、減少するものなどがございます。手数料の増加、多いもので製造販売業の場合で数千円程度というものもございますが、許可年数が5年間ということもございまして、影響は余りないと考えております。

もう一つ、新しくできましたのが、医療機器の貸与業でございます。この貸与業につきましては、国において、どのような場合に貸与業に該当するかを検討しておりまして。もちろん無償の貸与であれ、有償の賃貸であれ、きちんとしたリスクについての責任をとっていただく必要はございますが。片方で、社会一般における、事業への影響がございましたので。そういったことも含めて検討を進めております。

実際には貸与業、説明の中で申し上げましたように、例えば医療機器が故障した場合に、修理されるまでの間に貸し出す。あるいは購入とか、有償での賃借を促すことを前提として、試しに使っていただく。こういったようなことがございますので、現実問題といたしましては、既に販売業あるいは賃貸業の許可を受けている業者が、対象となる可能性が高いものがございます。その場合は、新たに貸与業の許可をとる必要はございませんので、こちらにつきましても、大きな影響はないのではないかと考えております。以上でございます。

◎岡本委員 影響はないと。あまりないという。結構資料を見ると、分類によって違うんですけど。何万円台が何十万円台になったりとか。この資料を見るとなっていたので。かなり影響があるのではないかなと思ったんですよね。ですから、かなり大きく変化しているところもありますか。

◎西森医事薬務課長 先ほど御指摘いただきました資料は、資料番号の4だと思います。こちらにつきましては、新旧対照表ということで記載されておりますが、内容によりまして、ちょっと条項の順番を入れかえたりとか、また新しく入るもの、廃止するものなどがございます。こちらの資料は、非常に見にくい形となっております。そこは資料作成のルールがあるようですので、御容赦いただきたいと思います。それで、整理いたしました

ものが3ページの資料になります。こちらの資料は、左側に改正を予定している額。右側のところに、現行の手数料の額ということで、並べて書いております。

◎岡本委員 ああ、そうか。はい。

◎西森医事薬務課長 再生医療等製品などは、かなり手数料は高いものですが、従来からあるものにつきましては、多くて数千円程度の増加という状況でございます。

◎岡本委員 はい、わかりました。

◎田村委員 薬事法でトラブルが起こったときには、製造、製薬会社は、高知にない場合は東京にあって、そこと争いをするときには、立てておったですわね。この改正された資料の1ページの、もしトラブルが起こったときの相手になるのは、これで見るとは製造販売業者ととれるんですが。これなのか、それともこの製造業者になるがですかね。そこから辺ちょっと。

◎西森医事薬務課長 製造販売業者が製造から市販後の安全まで、全ての責任を負うことになりますので。まずは、私どもはこの製造販売業の方と、状況の把握も含めてやりとりをさせていただきます。当然、その過程では製造業者の方々とも、製造工程そのほかについては確認し、必要な指導を行うことになると思います。

◎田村委員 大体わかるんですが。薬事法のときには、その製造の過程がきちっとわかっておったからいいですけど。この場合は、責任逃れの争いになったときに、起こりゃせんかなと思って、ちょっと気になったんで。それは、そしたら県としては、そういう部分を含めて、審議会のほうもそれに明るい人を出してやる場合になるんですけれども。トラブル起こったときには、対応という点は、どんながでやるんですか。

◎西森医事薬務課長 トラブルの内容にもよるとは思いますが、まずそのトラブルがあったということで訴えをしてきた中から、状況を詳しくお伺いをした上で、県内にある業者でありましたら、私どものほうはその業者のところに立ち入りをいたしまして、実態の確認あるいは必要な指導を行います。また、その製造販売業者や製造業者が、高知県以外にある場合は、所管する都道府県の担当者と連絡をとり、そちらのほうから指導していただく。これが基本的な流れになります。

◎田村委員 ちょっとこう複雑にね。性善説で行けばええけれども。どうしてもそうやないと、トラブルになって県民が迷惑かかるんで。ぜひ、適切な御指導をよろしく願います。

◎溝渕委員 医療機器の適合性調査、今まで都道府県でやっていたのを、国または民間の登録認証機関に変わっていくということで。これは具体的には、民間の登録認証機関とかいうのは、どういうものになりますか。

◎西森医事薬務課長 医療機器もさまざまな種類がございますので、その医療機器製造の関係の専門の団体とかですね。一定の要件を備えたところに対して、調査を依頼すること

になります。

◎溝渕委員 専門の機関。その分野では、相当専門の部分ということやね。はい、わかりました。

◎中根委員 先ほど、何かトラブルが起こったときの、調査の過程を言ってくださったんですけれどもね。何かやっぱり全体として、今後は国及び民間の登録機関で、いろんなその適合調査もやりますという形で、随分、私たちから遠のいたところに制度そのものが。国の機関や特定の機関で、県が余りかかわれない状況になるんじゃないかなと思って。何かあったときに、そんな形で県が本当に対応をきちんとできるのかしらという不安があるんですが、その点は不安はないですか。

◎西森医事薬務課長 国とか専門の機関で適合性調査を行うといたしますのは、医療機器の種類が多岐にわたり、また、かなり高度なものになっていることで、やはり都道府県が行うよりは、国や専門の機関での認証がふさわしいということが一つございますが。確かに私どもといたしましても、今まででしたら、新しい機器をつくるときに、例えば製造所に行って、いろんなことを調査していた。それが、これからはなくなるということで、不安といたしますか、どのように対応していくべきかというところは課題と考えております。ただ、もちろん認証は国などが行うといたしましても、私どもも、ふだんの立入調査といったようなときに、どこが何をつくって、ちゃんとやっているのかどうかは、今までと同じようなかわり方で確認をしていくべきだと考えております。

◎川井委員長 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。昼食のため休憩といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎川井委員長 それでは、再開は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 11時49分～13時5分)

《健康政策部》

〈健康対策課〉

◎川井委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

健康対策課の説明を求めます。

◎福永健康対策課長 健康対策課でございます。それでは、当課から御審議をお願いしておりますのは、一般会計の補正予算議案でございます。御説明させていただきます。

お手元の資料No.2、議案説明書(補正予算)の14ページをお開きください。歳入予算でございます。9款国庫支出金になりますが、上から3段目の欄、1の健康福祉費負担金を、7,460万5,000円増額する予算を計上しております。こちら一番右にあります説明欄の感染症予防事業費等負担金ですが、8月の台風、第12号及び第11号による浸水被害において、市町村が実施した消毒の費用について、国が負担する額を受け入れるものです。

その次の予防接種対策費負担金ですが、予防接種が原因で健康障害を生じた方への障害基礎年金などの支給について、国が負担する額を受け入れるものです。詳細は、歳出予算で説明いたします。

続きまして、次の15ページをお開き願います。歳出予算でございます。3段目の7健康対策費です。一番右側にあります説明欄ですが、1の感染症対策事業費の下、予防接種事故救済給付費負担金ですが、これは予防接種が原因で健康障害を生じたと厚生労働省が認定した方の、障害基礎年金及び障害児養育年金の支給が、本年2月に新たに認定されまして、予防接種を実施した市町村において支給されましたことから、予防接種法に基づき、その費用を負担するため補正をお願いするものです。

次の市町村感染症予防費負担金ですが、8月の台風第12号及び第11号による浸水被害において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、第27条の2に基づく保健所長の指示を受け、消毒を実施した市町村に対し、法第59条に基づきその費用を負担するため補正をお願いするものです。

次の2特定疾患等治療対策事業費の特定医療費認定業務委託料ですが、難病患者の医療費助成制度が本年5月に成立、公布されました、難病の患者に対する医療等に関する法律によって改正されることに伴い、認定審査に係る経費について補正をお願いするものです。

対象疾患が、これまでの56から来年1月には110疾患に拡大され、希少な疾患が大幅にふえることとなり、審査にはより専門的な知識が必要とされます。また、同法では、審査については、不支給となる場合及び判定が保留される場合のみ、指定難病審査会に諮ることとなっておりますので、この指定難病審査会に係る認定基準を満たさない疑い例を選別する必要があり、その業務を高知大学医学部に委託するものです。

これにより、より精度の高い審査が行われるようになるとともに、速やかな受給者証交付につながるものと考えております。歳出予算については以上でございます。

以上で健康対策課からの議案説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

◎川井委員長 質疑を行います。質疑ございませんか。質疑を終わります。

〈食品・衛生課〉

◎川井委員長 次に、食品・衛生課の説明を求めます。

◎竹内食品・衛生課長 食品・衛生課でございます。よろしく願いいたします。

高知県旅館業法施行条例及び高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例議案について御説明いたします。お手元の資料No.4の議案説明書、条例その他の50ページの新旧対照表をお開きください。

それでは、今回改正になりました主なものについて説明します。この表の第4条(4)をごらんください。このたび、少年矯正を考える有識者会議の提言を受けまして、少年院

法が全面改正となりまして、少年院法と少年鑑別所法に分かれました。これを受けまして、当課が所管します旅館業法施行条例に規定されております少年院と少年鑑別所について、おのこの法律を引用しようとするものでございます。

以上でございますよろしくお願いたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 この少年院法と少年鑑別所法を分けるという背景には何があるんですか。

◎竹内食品・衛生課長 これは警察の関係の法律でして。その背景というのが、ちょっとわからないんですけど。そうですね。その中で、うちの旅館業法で、正常な風紀を乱さないようにということで、旅館を建てる際に問い合わせができる施設になっておりまして。それが少年院法と少年鑑別所法になっていたんですが。それが二つに分かれましたので、その法律を別々に入れるということでございます。申しわけございません、話が半分になっております。

◎川井委員長 ほかに質疑ございませんか。質疑を終わります。

以上で健康政策部を終わります。

《地域福祉部》

◎川井委員長 次に、地域福祉部について行います。

最初に、議案について地域福祉部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので御了承願います。

◎井奥地域福祉部長 それでは総括説明をさせていただきます。地域福祉部が御審議をお願いします議案は、一般会計及び災害救助基金特別会計の補正予算2件と条例議案が2件の合計4件でございます。まず、お手元の資料の右肩に②とございます議案説明書、補正予算の16ページをお開きください。

一般会計補正予算の総括表でございますが。左から3列目の補正額、下の計の欄、総額3億8,044万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

8月豪雨への対応といたしまして、被災した世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付原資を市町村に貸し付けるための経費をお願いしております。そのほか、福祉人材センターの機能強化や、自殺対策の強化を図るための経費、社会福祉施設のスプリンクラー整備のための補助金のほか、国の補助制度に係る財源が変更されたことなどに伴いまして、必要となります経費などをお願いしております。

続いて133ページをごらんください。災害救助基金特別会計補正予算の総括表となっております。8月豪雨により、災害救助法が適用になりました大豊町、四万十町からの要請により、県の備蓄しておりました飲料水と食料を提供いたしましたので、その補充を行うための経費となっております。詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明いたします。

なお、障害保健福祉課につきましては、課長の北添が体調不良のため本日欠席をさせて

いただきますことを、おわび申し上げますとともに、課長にかわりまして、副部長の福留より御説明させていただきますことを御了承いただきたいと思います。

次に、条例議案でございますけども。2件の議案の御審議をお願いするようになっております。第12号議案の高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案、並びに9月30日に追加提出させていただきました第25号議案の高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案につきましては、両方とも引用している根拠法令が改正されたことに伴い、引用規定の整理等を行うようにしております。以上の議案の詳細につきましては、後ほど各課長より御説明させていただきます。

報告事項につきましては、高知県子ども・子育て支援事業支援計画の策定状況でございます。幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援事業の量の拡充や、質の向上を進めていくための新たな制度として、来年4月から開始予定の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に向けまして、県として、安心して子育てのできる環境整備を図るための支援計画を策定している途中でございますが、その策定状況についての御報告をさせていただきます。詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明いたします。

最後に、部で所管しております審議会の開催状況でございます。お手元の資料、A4横の平成26年度各種審議会における審議経過等一覧表という資料をごらんください。2ページ目までが開催状況の一覧となっております。平成26年6月定例会開催以降、昨日までに開催されました審議会が、右端の欄に平成26年10月と書いており、高知県社会福祉審議会など9件となっております。そのうち、主なものを御説明させていただきます。

まず1ページ目から、一つ目の高知県社会福祉審議会につきましては、9月25日に、平成27年度に策定することとなっております第2期の地域福祉支援計画の改定に向けたスケジュールなどについて審議いただきました。

次に、下のほうの高知県高齢者保健福祉推進委員会につきましては、平成26年8月29日に開催し、第5期の介護保険事業支援計画の進捗状況や介護保険制度の改正内容、また、今年度策定することとなっております高知県高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業支援計画についての御審議をお願いしました。

次に2ページ目の最後の高知県子ども・子育て支援会議でございますが、9月16日に第4回会議を開催いたしまして、計画の中核部分となります教育・保育の需給調整や、保育士などの確保対策の方向性などについての御審議をお願いしました。

その他の審議会などにつきましては、お手元の一覧表に主な審議項目、決定事項など、また、その審議会等を構成する委員の名簿につきましては、資料の後ろにつけてございますので、御確認いただきますようお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

〈地域福祉政策課〉

◎川井委員長 続いて所管課の説明を求めます。

初めに、地域福祉政策課の説明を求めます。

◎井上副部長兼地域福祉政策課長 地域福祉政策課でございます。よろしくお願いたします。お手元の右肩に②とあります議案説明資料18ページをお願いたします。右側の説明欄の1地域福祉事業費の、まず福祉人材センター運営委託料でございます。

福祉人材センターにつきましては、高知県社会福祉協議会内に設置をしております、無料職業紹介や就職相談会の開催、ハローワーク事業者、学校訪問等によりますマッチング支援活動等を行っているところでございます。しかしながら、依然として福祉人材の確保は厳しい状況が続いておりますため、緊急雇用創出臨時特例基金を活用いたしまして、求職、求人の掘り起こしの強化を図ろうとするものでございます。

具体的には、福祉人材センターが保有します介護福祉士資格取得者のデータなどを活用いたしまして、就業状況を確認するとともに、相談会や研修会などの情報提供も行い、求職者の掘り起こしをしますとともに、あわせまして福祉職場のさらなる求人の掘り起こしにもつなげていこうとするものでございます。また、その二行下の事務費の中におきましても、県において介護支援専門員の就業状況の確認等を行ってまいりたいと考えております。

上から3行目の福祉活動支援基金造成事業費補助金につきましては、これは昨年11月に解散いたしました財団法人高知県福祉基金の残余財産を、事業継承をしております高知県社会福祉協議会に移管するものでございます。この解散となりました高知県福祉基金の残余財産につきましては、清算業務に充てるための現金等を一部除きまして、昨年12月に、一旦、県のほうに寄附をされております。その分につきましては、一部を除きまして昨年の12月定例県議会で議決をいただきまして、本年2月に県社協に移管を終えているところでございます。

このたび本年6月に、清算法人に残しておりました財産の最終の寄附がございましたので、今回、寄附のあった残余財産に、本年2月の移管時点での留保しておりました現金等とあわせて、県社協に移管したいと考えております。なお、当該清算法人からは7月31日付けで清算終了の届け出書が県に提出されているところでございます。

次でございます。2の支え合いの地域づくり事業費と、3あったかふれあいセンター事業費でございます。これは市町村が実施いたします住民参加による地域づくりを通じて、誰もが安心して生活できる地域の基盤を構築していく事業や、あったかふれあいセンター事業の一部に対しまして、国が市町村に直接交付する補助金を活用してまいりましたが、今年度は国の通知によりまして、緊急雇用創出臨時特例基金を活用して、県から補助する

取り扱いとなりましたので、今回補正をお願いするものでございます。

安心生活基盤構築事業費補助金でございます。これにつきましては、安田町6町村に補助しようとしております。また、あったかふれあいセンター事業につきましては、南国市など11市町村の11カ所分について、県補助金として追加しようとするものでございます。

次に19ページをお願いいたします。4 災害救助費の災害援護資金貸付金でございます。これは、台風12号、11号により被災された世帯の世帯主に対しまして、市町村が生活の再建に必要な資金を貸し付ける経費を、市町村に対して貸し付けるものでございます。

次に、20ページをお願いしたいと思います。債務負担行為でございます。先ほどの災害援護資金の貸し付けを市町村が行った場合に、貸付利率3%のうち2%について、県と市町村が1%ずつ負担する形で、貸付期間中、利子補給補助を行おうとするものでございます。

最後に、135ページをお願いいたします。災害救助基金特別会計でございます。災害救助費につきまして、台風12号、11号災害により被害を受けた市町村からの要請に応じて提供いたしました県備蓄物資、飲料水396箱、食料10箱について、災害救助基金を取り崩し補充しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎桑名委員 福祉人材センターの運営委託料なんですけども。今、県内に介護福祉士はどれぐらいいて、その就業率はわかりますか。

◎井上副部長兼地域福祉政策課長 これは26年2月現在ですが、資格取得者が9,900人ほどいらっしゃいますが、ちょっとその就業状況が実際のところわかってございません。ですので、今回、全体ではないんですけども、かつて平成21年に介護福祉士の試験を行っております国の試験のセンターから、こちらの人材センターに名簿を提供していいと同意をとった方の分がでございます。その分について、今回、就業状況を確認させていただいて、先ほど申し上げましたように、もし就業されていないでしたら、再就職といえますか、新規かもわかりませんが、就業を促していきたいと考えております。

◎桑名委員 ぜひ、お願いしたいと思います。それともう一つは、この介護にかかわる人たちの離職率が高い。どうして高いかといったら、それは我々も承知をしているところなんですけども、国とか県とかもいろいろな施策を打って、確保しようとしていますが、施設ごとの待遇というか、そういった何かローテーションとか、いろんな問題もあると思うんですけども。施設ごとに福祉士を、介護にかかわる人たちを呼び込むいい事例とか、こんなことやっている施設がありますよというのを、余り聞かないんですよ。もしあれば、教えていただければと思います。

◎井上副部長兼地域福祉政策課長 私も正確には把握できていないんですけど

も、大きな法人でしたら、全体のローテーションというか、人事異動もやる中で、順次、その状況に応じて職員配置をやっているということはお聞きしているような状況です。

◎中根委員 セクハラのことがこの間、介護職員たちの中に随分と、という報道がされていましたが。女性が多いように思うんですが、その比率というのわかりますか。

◎井上副部長兼地域福祉政策課長 確か、腰痛対策のガイドラインが去年、19年ぶりぐらいに改定されたと思うんですが。そのときにも一定出てはいたけど。平成24年度で介護労働実態調査の中では、全国の状況ですけども、8割が女性ということになっています。

◎西内（健）委員 その福祉人材センターというか、潜在的な介護福祉士の話ですけど。結局、潜在的な看護師の場合だと、一度結婚とかいろんな理由で職を離れて、技術的に追いついていないとか、いろんな理由から復職する可能性があると思うんです。介護福祉士というのは、どちらかという現場から離れる理由が、我々もある程度、承知している部分もある中で、どういうふうな施策を打って、現場に戻そうという考えをお持ちなのかを、ちょっと聞かせてください。

◎井上副部長兼地域福祉政策課長 一つは復職するにしても、いろんなさまざま不安もあるでしょうから、まずはその人材センターが掘り起こした後に、福祉研修センターのほうで復職者用の研修もやっていくようにしております。ただ、それでも実際就業に確実につながるような形にしていかなければなりませんので、そこはまた人材センターで、個々の皆さんの御事情等も十分お聞きして、それに合うような事業所をしっかりと御紹介するような取り組みをさらに進めていきたいと思えます。

◎西内（健）委員 先ほどちょっと腰痛の話なんか出ましたが、結局なかなか体力的にも厳しいとかで。その補助具とか、そういったものの介護施設への導入に対して補助とかは、今、県としては何か具体的にはあるんでしょうか。

◎中村高齢者福祉課長 高齢者福祉課です。今年度、新たな事業としまして、介護施設等に機器を整備する補助金をつくっております。今のところ2件、施設から出てきております。そういったものを活用していただくことで、女性も、例えば体位の移動とかのときに、腰痛が起こりにくい状況をつくっていきたくて考えております。

◎西内（健）委員 わかりました。

◎川井委員長 この台風12号、11号によって、大豊町の大平地区が被災し、今でも避難している世帯があるわけなんです。これは、市町村が支援事業を組んでない限りは、2分の1はまだ補助されてないわけなんですよね。生活保護とか生活支援、あるいはいろいろな通学支援とか。このところ、大豊町に限っては今どのようになっていますか。

◎井上副部長兼地域福祉政策課長 その方々が長期に避難が及ぶおそれがあるということで、災害救助法の適用をさせていただいております。さっきの貸付金の状況は、まだちょっと最終的に、まだ貸付が12月1日まで受け付けということですので。まだ、どれぐら

い出てくるかは、わかりませんが。貸付金以外でも、避難所の運営だとか炊き出し等による食品の供与だとか、飲料水の供給だとか、それから寝具の供与とか貸与といったものは災害救助法のほうで、県と国のほうで、それぞれ半分ずつ負担できるようになっていますので。それも今、大豊町のほうで、経費の精査をしていただいております。そういう形の支援は可能になっております。

◎川井委員長 それと住宅支援についてですよね。地すべりとかいうことで、長期的に2年、3年と、その対策がとれるまでかかるようなことになっていますけど。この点についてもやっぱり、大豊町と話し合っただけで折半とか。

◎井上副部長兼地域福祉政策課長 そうですね。避難者の方への住宅の提供についても、国といろいろケースによって、ちょっと対象にならないところが出てくるかもわかりませんが、大抵、避難生活をされる住宅、メインは仮設住宅なんですけど。それ以外でも、例えば公営住宅なんかで、避難生活を送られる経費については、一定市町村に負担が伴うものについて、国、県で支援ができるような形になります。

◎川井委員長 ぜひとも地域、自治体と連携をして、よろしく願いいたしたいと思えます。

以上で質疑を終わります。

〈高齢者福祉課〉

◎川井委員長 次に、高齢者福祉課の説明を求めます。

◎中村高齢者福祉課長 当課からは、一般会計補正予算1件と条例議案の1件でございます。

まず補正予算でございます。資料No.②議案説明書の補正予算の21ページをお願いいたします。右側の説明欄にあります、老人福祉施設支援費のうち、介護基盤緊急整備事業費補助金につきましては、国から交付された介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用して実施しておりますが、高知市の小規模特別養護老人ホームの事業者募集に応募がなく、事業が中止になったため、1億600万円余りを減額し、その財源を活用して介護保険施設等のスプリンクラー等の整備事業を行い、利用者等の安全安心の向上を図るものでございます。

その下の介護保険施設等スプリンクラー等整備事業費補助金につきましては、消防法施行令の改正により、スプリンクラー等防火設備の設置基準の見直しが行われたことに伴い、国の整備補助事業の対象施設が拡大されたため、基金を活用して軽費老人ホームや有料老人ホームへのスプリンクラー等の整備をお願いするものでございます。

次に、条例議案でございます。資料No.④議案説明書の条例その他の3ページをお願いいたします。上の高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案でございます。

議案説明にございますように、この条例は、指定介護療養型医療施設の人員や設備及び

運営に関して基準を定めたものですが、この条例の第20条第6号において根拠法令として引用している薬事法の名称が、平成26年11月25日付で改正されることに伴い、当条例で引用している条項について、一部改正しようとするものでございます。

54ページの新旧対照表をお願いいたします。改正を行おうとする内容は、薬事法を医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に改め、これにあわせて条項の整理をするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 介護保険の関係でスプリンクラーの整備について出されたんですけどね。これは、どれぐらいの施設に設置するんでしょうか。それともう一つ、これで十分なのか。まだほかにも設置をしなければならないような、有料の施設だとかいろいろあると思うんですけども。その状況について教えていただけますか。

◎中村高齢者福祉課長 今回の消防法施行令の見直しに伴いまして、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホームなどの施設で、設置義務のほうが変わりまして。これまでは275㎡以上の施設についての設置義務だったものが、来年の4月から275㎡以下の施設もスプリンクラーの設置が義務づけられました。それに伴いまして本県の場合、特に追加が必要になる特別養護老人ホーム、老健施設等はございません。

もう1点、新たにこの改正に伴いまして、自動火災報知設備の設置が変更になりまして。デイサービス、軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所の居宅系サービス事業所への設備の設置は、延べ床面積300㎡以上が対象だったんですけど、これにつきまして、主にその避難が困難な要介護者を入居または宿泊させるものに該当すれば、必ず設置をしなければならないというふうになりました。これに該当するものとしまして、デイサービスで未設置な施設が21件、それから軽費老人ホームが2件、有料老人ホームが7件、サービスつき高齢者住宅が8件となっております。

ただ、今回の補正予算に伴いまして、軽費老人ホームも一つスプリンクラーの設置をいたします。有料老人ホームにつきましても二つ。その他生活支援ハウス等の居宅系の施設につきましても、スプリンクラーの設置を考えておりますので、順次、設備が整ってくると考えております。

◎岡本委員 自動火災報知器の設備も義務化されたということで、その部分についても、今回の補正で対応するんですか。

◎中村高齢者福祉課長 はい。自動火災報知設備につきましては、小規模多機能型居宅介護事業所1件につきまして、設置を予定しております。

◎岡本委員 じゃあ、先ほど数字を言うていただきましたけど、これにはなされないと。今後のことになるわけですね。

◎中村高齢者福祉課長 介護基盤緊急整備等臨時特例基金につきましては、来年の12月で基金自体が終期を迎えるわけですけれども、引き続きまして新たな、消費税を活用した基金のほうに、恐らく移ってくるのではないかと考えておりますので。その整備につきましては、引き続き行ってまいりたいと考えております。

◎岡本委員 わかりました。

◎西内（健）委員 議案とちょっと関係ないんですが、確か本会議で、樋口議員の質問で、老老介護等の対策で、今後、市町村と低額の老人ホームの整備を進めていくというようなのが、翌日の新聞に出たと思うんですけども。具体的に、何らかの進みぐあいというか。課長がいいのか、部長に聞くのがいいのかわかりませんが。

◎井奥地域福祉部長 樋口議員の御質問にお答えしました低額の高齢者の住まい対策ということで、今、関係の関心のある市町村と、具体的な検討をしております。まず一つは、介護保険で要介護1及び2の特別養護老人ホーム入所者が原則、新たに入所が制限されるということ。

もう一つ大きな問題ですけど、後期高齢化が進んでいく中で、単身の高齢者でなおかつ低所得者の方。国民基礎年金ですね。6万5,000円ぐらい、満額でもらいますけど。大体平均すると、5万円ちょっとぐらいらしいですけど。その5万円程度の低所得者の方で、大体今特別養護老人ホームに入ると、いろんな給付が特別措置がありますんで、大体5万円から5万1,000円ぐらいのレベルです。その中に入れんようになって、なおかつ待機があるということ。そういう所得の方で、なおかつ単身で、なおかつ土地と建物の持っていない、言うたら借家に生まれゆうような方が、大体、社会保障・人口問題研究所の家族調査、家庭調査みたいなところの、2035年ぐらいでそういう前提条件のもとにはじいていくと、県内でおよそ1,500から2,000世帯ぐらいになります。そういう形の前提の推計で、国が示した数字でもって縛りをかけていくと、さっき言うたように低所得者で、単身で、75歳以上でという形でもっていくと、それぐらいの方が2035年にいるはず。当然、今よりもちろんふえています。

そういう方たちが、市町村で一定の要支援レベルとか、要介護の3以上になると、施設入所をせんと、医療サービスがないと、どうしても成り立ちませんので。今回いろいろ介護保険の見直しの問題になっていきますけど、例えば要支援1とか2とかぐらいで重度化しないときに、生活支援サービスみたいな形のものの提供を受けながら、そういう集合住宅的なところで住まいができれば、一定地域で支える形でもって、一定の成果、保険財政上も市町村と住民負担は軽くなりますので、今具体的に検討中でございます。

それについては、県の支援計画には、高齢者の住まい対策という項目がありますんで、県として、できればまとまった段階で明記なり、そういう項目を盛り込みたいと。それに、今の予定では、賛同してくれる市町村が、随時その市町村の計画の中に、それを盛り込ん

でいくことで、県が一定支援して、そういう形の住まいの確保対策をやっていこうという段階でございます。

◎中根委員 関連ですけれども。その特養なんかをつくっていく中で、認知症になった場合には特養施設は無理ですよ。先ほどその、認知症型のグループホーム、立ち上げが少なく、予算は返還しますというのがありましたけど。高齢になっていくと、どうしてもその認知症もかかってくる場合も多くて。そんなときに、特養施設と認知症型のグループホームとの関係というのは、どんなふうを考えられていますか。

◎井奥地域福祉部長 特養施設については先ほど言いましたように、今、施設のほうで入所基準を一応、どこの施設も大体要介護3以上という形でもって、待機者をかけておると聞いています。グループホームになると、大体今の平均的な要介護度で見ると、認知症の方について特定の調査をした経緯がございませんけど、入所者レベルでいくと、特養施設で4、4.2とかの数字になっています。グループホームでいくと2.6とか2.8とかいうふうな形で、3未満の形でもって介護認定を受けた方はグループホームに入所しておるといって、平均的な数字になっています。そこのレベルで、介護度の手のかかる度合いで、ちょっと入所のタイプが違ってくると。重度の方は特養施設に行き、軽度の方がグループホーム。もしくは在宅という形になっています。グループホームについてはどうしても、先ほど言いましたように利用者基準でいくと、10万円ぐらいやっぱりかかりますんで。そこの辺は御家庭の事情とか、いろんな部分であろうかと思えます。

◎川井委員長 ほかにございませんか。質疑を終わります。

〈障害保健福祉課〉

◎川井委員長 次に、障害保健福祉課の説明を求めます。

◎福留副部長 障害保健福祉課分の説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

障害保健福祉課は補正予算でございます。お手元の右肩に②とあります議案説明書の23ページをお願いいたします。右端の説明欄の1自殺対策緊急強化事業費でございます。

この事業につきましては、平成21年度から地域自殺対策緊急強化基金を活用しまして、さまざまな自殺対策に取り組んでいるところですが、これまでの取り組みをさらに充実強化するとともに、新たな取り組みを進めようとするものでございます。

具体的には、まず、自殺対策啓発事業委託料でございます。これは、本年6月のアルコール健康障害対策基本法の施行を受けまして、自殺につながりやすいアルコール依存症などについての啓発や、高知いのちの電話協会の電話相談員の確保を支援するための広報啓発事業などを行うものでございます。

次の自殺未遂者実態調査委託料は、自殺のリスクの高い自殺未遂者への対策を進めるに当たり、その実態を把握するため、救急指定病院などへの調査を行うものでございます。

次の事務費は、東日本大震災を教訓として、ことし1月に国から災害派遣精神医療チーム、いわゆるDPATの活動要領等が示されたことに伴いまして、本県におけるDPATの設置に向けて、その構成員となります医師や看護師等を研修に派遣する経費、また、中山間地域での自殺対策を強化するため、ホームヘルパーなどを対象とした高齢者こころのケアサポーターの養成研修を追加して開催するための経費などがございます。

続きまして、その下、2の社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業費でございます。この事業は、火災が発生した際に、自力で避難することが困難な重度の方が多く入居する障害者グループホームにつきまして、入居者の安全を確保するため、スプリンクラーの整備を行う事業者に対して助成を行うものです。

先ほど、高齢者福祉課から説明しましたとおり、消防法施行令の改正に伴いまして、これまでの延べ床面積275㎡以上というスプリンクラー設置に係る面積要件が撤廃されることから、県内の施設に周知しましたところ、スプリンクラーの整備について要望がございました六つの事業所に対して助成をしようとするものでございます。

最後に、先に報道がありました障害者サービス等利用計画の作成状況について御報告させていただきます。本日お手元にお配りをさせていただきました追加資料をごらんいただきたいと思っております。1枚物のA3の資料でございます。

平成24年に施行されました障害者総合支援法等によりまして、障害のある方がサービスを受けようとする場合、サービス等利用計画の作成が義務づけられ、その猶予期限が来年の3月末までとなっております。

ことし6月末現在の県全体の作成率でございますが、表の一番上、合計欄の達成率のところでございます。障害者総合支援法分の障害福祉サービスに係るものが31.9%、また、児童福祉法分の障害児のサービスに係るものが26.8%に、それぞれとどまっております。

ただ、市町村ごとに、今後の見込みについてヒアリングを行いましたところ、右から二つ目の欄でございますが、計画を作成します相談支援専門員の過不足数のところでございますが、高知市と宿毛市、それと三原村で不足をすることとなっておりますが、宿毛市と三原村につきましては、それぞれ1名の不足で、今後の対応のめどが立っております、高知市を除きます市町村におきましては、いずれも既に計画作成の体制整備もしくは今後の整備計画が立てられており、期限までの計画作成を急いでいる旨の回答をいただいたところでございます。

今後とも、相談支援事業所の体制強化に向けまして、補正予算で市独自の支援策を講じるとお聞きをいたしております高知市を含めまして、民間事業所に協力要請を行うなど、各市町村と連携した取り組みを進めてまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎溝淵委員 自殺対策の啓発事業とか、自殺未遂者の調査とか、これ専門的な部分がないと、なかなか難しい。それからいろんな理解のある企業なり団体なりになっていくんだと思います。具体的には、どういうところを委託先として予定されていますか。

◎福留副部長 今回の補正予算の中で、初めて取り組んでいきます、自殺未遂者の支援事業でございますけれども。昨年、平成25年に自殺をされた、これは警察庁の統計ですけれども、高知県内で190人となっております。その中で未遂歴のある方が36人、18.9%の方が自殺の未遂歴がある状況でございます。ただ、この実態につきまして、十分な把握ができてないということで、自殺を図られた方は救急病院へ搬送されますので、救急病院のほう非常に実態がわかっておるわけでございます。県内に2次と3次救急の医療機関が38機関ございますが、搬送された未遂者の方の実態について、それぞれ医療機関にお聞きする調査を、今回したいと考えております。

◎溝淵委員 本当に残念ですが、高知は若い者の自殺が多いので、相当その辺、努力して行ってほしいと思います。

◎田村委員 この利用計画ですね。市町村から補填をしちゅうところは割とええけれども、してないところは相当運営していくのに厳しいことと。それから、行く人がよね、範囲が広いということで苦労しゅうんで。ちょっとこう、市町村にも、若干の応援をしますよと、補完をしてあげんと。どうも来年度から、ぴしゃっとは、なかなかスタートしにくいんじゃないかなと思うんで。そこらあたりの適切な幅よね、ちょっと考えていただきたいなと思うんですけど。

◎福留副部長 この障害者の方のサービスと利用計画を作成できる方というのが、相談支援専門員といいまして、これは、県の養成研修を受講された方ということになります。介護保険の場合はケアマネージャーということで、国家資格を持った方が作成をいたします。

その研修を受けられた方が、今年度の研修を含めまして、県内で約550人いらっしゃる状況でございます。そのうち、この表にございますが、26年6月末時点で、相談支援専門員数が合計67名ということで。非常に、資格を持っておりながら、従事されている方が少ないという状況でございます。どうしてかと申しますと、報酬の問題がございまして、介護保険の場合は、例えば要介護3から5の方のケアプランを作成した場合は、毎月1万3,000円ほどの報酬が事業所に支払われる。年間にしますと、15万円を超えるような報酬になるわけでございます。

障害者の場合は、初回に計画を作成した場合1万6,000円。そしてその、モニタリングといいまして、これは大体の方は半年ごとになりますが、1万3,000円ということで、1年間で言いますと、1万6,000円プラスそのモニタリングをした1万3,000円、これぐらいの金額でプランをつくらないといけないという課題がございまして。

高知市につきましては、非常に取り組みがおくれておるわけでございますが、2万円を

上乘せする予算を、今回、補正予算でつくられたとお聞きをしているところでございます。

県としまして、非常に規模の小さい町村。こちらのほうが、共同で相談支援の体制をつくる場合には、単独で助成をさせていただいていることもあります。そういったものも一層活用させていただいて、市町村のほうで、ぜひ民間事業所につくっていただける体制を、早急につくっていただくということで、これについては県も、市町村と一緒に事業所のほうに協力要請を行うなど、支援をしていきたいと考えているところでございます。

◎**田村委員** ぜひ、制度策定の意味がないんで。やっぱり制度が生きるような方法を、もうちょっと弾力性を持って支援をしていただく。市町村によっては、1名の人件費くらいは見ましようというところもあるんで。そうすれば、一気に進むわけですので。そういう手立てを、ぜひとも、ベストの政策を指導していただくようお願いしておきます。

◎**中根委員** やっぱり高知市なんかぱっと見ても、余りにも障害者サービスの利用計画の状況が低いなど。ですから、本当に先ほど来、お話がありましたけど、思い切って人的配置を要望もする。県としても、本当に多くの人数を抱えているところについては、人を配置するようなことが必要なんじゃないかと。

これだけでなく、何か障害者総合支援法で、今、養護学校に行っている子供さんたちが卒業して就業するときに、今でしたら、すぐに作業所なんかに行くことができるけれども。一定その子供さんたちの状況を把握して、そして認定されて、初めてその作業所に行くようなステップがあるようになっていきますよね。そういうステップを踏んでいくための認定をする人も足りない。だから、障害者サービスにかかわる計画はつくるけれども、計画をつくるための認定をする人がいないという、何か最悪のパターンになっているんじゃないかなと。

ですから、これは高知県だけじゃないとは思いますが、抜本的に進めるには、どうしたらいいんだろうという。そのあたりは、県は全体でどんなふう考えられていますか。

◎**福留副部長** この、サービス等利用計画を作成する仕組みでございますが、平成24年の制度改正で始まったものでございます。全国的にこの作成率は、余り伸びていない状況にあります。問題は、先ほど説明したような、報酬の関係でございます。

国が申しておりますのは、この計画について、障害者施設の職員の方が兼務体制で十分つくっていけるんじゃないかということで、そういう仕組みにしたという説明がございません。

本県のこの、先ほどで550人ぐらいの方が資格を持っておると御説明しましたが。その本県の施設でも、なかなか採算の問題で、この事業に参入いただけない施設がたくさんございますので。今後その施設に対して働きかけをして、事業所の指定を受けていただく。さらには、そのケアプランの作り方という点でも、国が、簡易な方法といいますか、もっ

と作成率をはかどる方法について、今検討しておって、11月末ぐらいには、その方法もお示しをすと言っておりますので、そうしたことも含めて、施設に働きかけをしていきたいと思ひます。

非常に規模の小さい市町村で、そういった障害者施設がないところにつきましては、町村が直営で相談支援事業所を設置しておるところもござひます。

◎中根委員 実りある制度に向けていかなければならないので、ぜひよろしくお願ひします。

◎坂本（孝）副委員長 自殺対策、本当に今大変なこととござひますけれども、アルコール依存が、自殺に一番結びついているケースが、確かにあると思ひます。このアルコール依存以外にも、例えば、ひきこもり。これも結構自殺へ結びついていくわけですけれども。このひきこもりは、特に放置するとどんどん悪化していくわけですね。しかも、そういうひきこもり方面の研究も余り進んでない現状にあります。

現在、県下のひきこもりの方の人数がどれぐらいなのか。これを、支援する団体とかもあると思ひますが。そういうものは、現在どれぐらいであるのかをまず教えてもらえますか。

◎福留副部長 ひきこもりの方の実態とござひますけれども、非常に、ひきこもりはデリケートな問題とござひまして。その実態把握がなかなか難しいという課題とござひます。

あくまで推計とござひますが、国が平成22年の7月に公表しました若者の意識に関する調査に基づく推計では、部屋から出てこないとか、あるいは出たとしても近くのコンビニ等にしか行かないといった狭義のひきこもりの方が、全国で23万5,000人。これを本県に当てはめて算定しますと約1,300人といった数字になります。

あと、ひきこもりの方を支援する体制とござひますけれども、精神保健福祉センターの中に、ひきこもり自立支援センターも設置しておひます。そちらに専門職員を配置して、相談に来られた方に対して支援している状況とござひます。それ以外に、ひきこもりの方の親の会とござひまして、そちらで社会参加の場となります小規模作業所を運営されたりとか、また家族同士、相談されるという体制を整えられておひます。

◎坂本（孝）副委員長 そうすると例えば、本県に当てはめると1,300人ぐらいいそうだけれどもということで、正確な数は把握できてないということですね。

例えば、これ秋田県の藤里町の例ですけれども、保健師が1軒1軒回ひまして調査してひますね。この藤里町では、そういう調査に基づいて数がはっきりしているし、それからケアの体制もしっかりしている状況にあるわけですけれど。やっぱり高知県も、福祉の先進県ということであれば、こういうことをやっていく必要があるかと思ひます。

それで、先ほどちょっと出ましたが、その親の会のようなものは、高知県にはどれぐらいありますか。

◎福留副部長 ひきこもりの方の当事者の親の集まりということで、KHJ親の会というのがございますが、県内ではその団体一つということでございます。

◎坂本（孝）副委員長 KHJ。これは高知市内ですか。

◎福留副部長 高知市内というか、県内全体で一つの団体と。

◎坂本（孝）副委員長 県内全体で。なるほど。こういうKHJ親の会とかに対する、県の支援はどんな形になっていますか。

◎福留副部長 先ほど言いましたように、小規模作業所を親の会のほうでつくられておりますので、そちらに対する運営費の助成。あるいは人材養成事業ということで、ピア・サポーターといまして、同じ家族の方が相談に応じる体制をつくりますために、その人材の養成について、県のほうで支援をさせていただいているということでございます。

◎坂本（孝）副委員長 実は、ひきこもり親の会という、高知市にあるようですけど。ここで15、16人のひきこもりの人が、農園作業をしながら活動しているということ。それから、黒潮町で、これは芸農人という、芸の芸に、農業の農ですけど。この芸農人というグループで5、6人のひきこもりの人が農園作業なんかして、改善を図っておるということを知ったことがあるわけですけども。

ここに、実は3年前に、国の自殺対策事業で、年間200万円とかいう額で補助制度が入ったようですが。それが来年から、これがカットされるような話があるとお聞きしたわけですけど。そのカットの理由というのは何かありますか。

◎福留副部長 県内、ひきこもりの方の職業作業所が4カ所ございます。そのうち3カ所につきまして、自殺対策の緊急強化基金事業を活用しまして、先ほど副委員長からお話のありました、年間200万円の補助をさせていただいているところでございます。

この自殺対策の緊急強化基金でございますが、設置の期限が今年度末までになっておりまして。来年度からの運営費の助成のあり方につきまして、来年度の予算編成に向けて検討していきたいと考えているところでございます。さらに、自殺のこの基金でございますけれども、国でも来年度の予算に向けて、継続されるような動きもあるのではないかと承知しているところでございます。

◎坂本（孝）副委員長 そうすると、一律カットじゃなくて、国の動きも見ながら、あるいは国の予算措置がなければ、県単でもやっていく可能性はあるわけですか。

◎福留副部長 基金事業がなくなった場合を考えると、県とそれから職業作業所が設置されている市町村でどういうふうな支援をしていくかについて、検討していきたいと思っております。

◎坂本（孝）副委員長 そしたら、一宮にある親の会なんかは、その対象になるわけですかね。

◎福留副部長 現在、小規模作業所として運営の助成をさせていただいている作業所につ

きましては、いの町と黒潮町と、それから四万十市の3カ所になっておりまして、副委員長からお話のありました、その高知市の作業所のことについては、ちょっと私、把握ができてない状況でございますが。また高知市にもお話をお伺いして、一緒に検討していきたいと思います。

◎坂本（孝）副委員長 この、居場所ができたということで、3年間活動してきて本当に大きな成果があったようです。そのもともと、こもっていた人が、その農園へ1年ぐらい行って、今度は逆にこもっている人を支援する側に立ちたいというふうに、意識が変わってきたケースもあるわけですね。研究が進んでないですから、本当に。ここら辺も県のほうでしっかりと研究もしてもらって、今後のひきこもり対策をしっかりととっていただきたいと思いますので、改めて要請をしておきます。

◎川井委員長 ほかにございませんか。質疑を終わります。

〈児童家庭課〉

◎川井委員長 次に、児童家庭課の説明を求めます。

◎森児童家庭課長 児童家庭課です。よろしくお願ひいたします。当課からは、9月30日に当初の議案に追加して提出しました高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案をお願いしておりますので、御説明させていただきます。

お手元の議案の追加提出についてと題しました文書を2枚めくっていただきますと、本議案を説明したページがございますので、そちらをごらんください。

この条例議案は、ひとり親家庭への支援策の対象を、父子家庭に拡大することなどを主な改正内容とします母子及び寡婦福祉法などの一部改正に伴い、関係条例について定義されている用語について、改正をしようとするものでございます。

条例改正案の概要を御説明いたします。地域福祉部からの議案参考資料としてお配りしております赤の児童家庭課のインデックスのところがございます、本条例議案の新旧対照表をごらんください。本条例議案の関係条例は二つございますが、そのうち当課所管の高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例について御説明させていただきます。

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴いまして、母子自立支援員を母子・父子自立支援員に、また、母子福祉団体を母子・父子福祉団体に、名称を変更するものでございます。

なお、本条例議案につきましては、条例の根拠となっております厚生労働省令の公布が9月30日となりましたために、同日に当日の議案に追加して提出させていただきました。また、厚生労働省令の施行日は10月1日とされておりますが、本条例議案の施行日につきましては、本議会での採決をいただきました後に、施行することを予定しております。

これは、県内における母子自立支援員の活動状況と、母子・父子福祉団体の設置状況を鑑みましたときに、母子自立支援員につきましては、従来より母子家庭に限らず父子家庭からの相談にも応じていること。また、母子・父子福祉団体につきましては、県内に設置されていないことから、本条例の施行が厚生労働省令の施行日よりおくれることについては、本県の県民生活において実質的に影響はないと考えるためでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎中根委員 この関係機関との連携の第46条なんですけれど。母子・父子に全部変わるところで。最後の2行のところに、婦人相談所等関係機関と綿密に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。ここは、婦人相談所等関係機関にかかっているんで、母子・父子にならないで、母子だけになっているんですかね。どうして母子だけなんですか。

◎森児童家庭課長 母子生活支援施設というのは、これは児童福祉法のほうで定義されている施設でございます。ここは女性と子供が入る施設でございますので、その関係で、ここは母子という言葉になっております。

◎川井委員長 ほかにございませんか。質疑を終わります

〈福祉指導課〉

◎川井委員長 次に、福祉指導課の説明を求めます。

◎矢野福祉指導課長 福祉指導課でございます。よろしくお願いをいたします。当課からは、平成26年度補正予算について御説明いたします。お手元の右肩番号②と書かれました議案説明書の24ページをお開きください。

今回の補正予算は、国のセーフティネット支援対策等事業費補助金で対応しております生活保護を中心とした事業の一部が、緊急雇用創出事業臨時特例基金の取り崩しにより対応することとされたことに伴う財源の変更と、それに伴う市の生活保護関係事業に対する県補助金の増額をお願いするものです。

まず、歳入について御説明いたします。9款国庫支出金の4,968万5,000円は、国からの緊急雇用創出臨時特例交付金5,411万8,000円の受け入れとセーフティネット支援対策等事業費補助金443万3,000円の差額の増額をお願いするもので、3目健康福祉費補助金の右端の説明欄をごらんください。

セーフティネット支援対策等事業費補助金443万3,000円の減は、県の生活保護事務費のうち、主として体制整備強化事業及び県警察との連携体制強化事業が、セーフティネット補助金対象から基金対象に移ったことによる財源更正で、これに見合う額が、緊急雇用創出臨時特例交付金5,411万8,000円に含まれております。緊急雇用創出臨時特例交付金5,411万8,000円は、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金に繰り入れるため、国からの交付金の

受け入れを行うものです。

12款繰入金の16目緊急雇用創出臨時特例基金繰入4,668万1,000円は、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金に繰り入れた5,411万8,000円のうち、基金から取り崩して当課歳出予算の財源とするため、歳入予算に繰り入れるもので、セーフティネット補助金対象から基金対象に移った生活保護事務費443万3,000円と、次の歳出予算で御説明いたします緊急雇用創出住まい対策事業費補助金4,224万8,000円の財源に充てるものです。

次に、歳出予算を御説明いたします。25ページをごらんください。4款健康福祉費、6目福祉指導費9,636万6,000円の増額をお願いするものですが、右端の説明欄をごらんください。

緊急雇用創出住まい対策事業費補助金は、高知市ほか10市における住宅支援給付金の支給と、生活保護就労支援員の雇用のための補助金で、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金を原資としております。今回、これまでセーフティネット補助金として、国が直接各市に対して交付しておりました、その他、生活保護の適正な運営や、地域社会のセーフティネットの機能の強化に資する事業4,224万8,000円について、緊急雇用創出事業臨時特例基金での対応に移ったことに伴い、緊急雇用創出住まい対策事業費補助金への上乗せ分を計上しております。

緊急雇用創出臨時特例基金積立金5,411万8,000円は、国から受け入れる緊急雇用創出臨時特例交付金5,411万8,000円の全額を基金に積み立てるものです。

以上で福祉指導課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎川井委員長 質疑を行います。ございませんか。以上で、地域福祉部の議案を終わります。

《地域福祉部》

◎川井委員長 続いて、地域福祉部より、「高知県子ども・子育て支援事業支援計画の策定状況について」報告を行いたいという旨の申し出がありましたので、これを受けることといたします。

それでは少子対策課の説明を求めます。

◎西村少子対策課長 よろしくお願いたします。報告事項の赤いラベルの少子対策課のところをごらんいただきたいと思います。

報告事項としまして、子ども・子育て支援事業支援計画の策定状況についてという資料、2枚ものがございます。まず一番上でございますけど。子ども・子育て支援新制度は、来年度から施行することとされております。この制度の施行に向けまして、子ども・子育て支援法第62条に基づく高知県子ども・子育て支援事業支援計画を今年度中に策定することになっておりまして、現在計画策定に向けた作業を進めておるところでございます。できますれば次の12月議会には、県の素案を御説明させていただきたいと考えております。本

日は途中の状況でございますが、少し制度全体のあらましと計画の概要について御説明させていただきます。

まず一番上の1子ども・子育て支援新制度の概要でございます。この制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充ですとか、質の向上を進めていくための新たな制度といたしまして、来年4月から施行する予定でございます。この新制度には、消費税の増収分が財源として充当される予定となっております。

その下に主なポイントとして四つございます。一つ目でございますが、待機児童の解消に向けて、保護者などのニーズに対応した教育・保育サービスを確保していくこと。

2点目でございますが、手続の簡素化ですとか、受給のバランスがとれている地域でございまして、幼稚園や保育所からの認定こども園への移行を柔軟に認める、そういったようなことを進めまして、幼稚園と保育所のよさをあわせ持つ認定こども園の普及を推進していくこと。

三つ目でございますが、例えば6人から19人までの、少人数の子供を保育する小規模保育ですとか。家庭的な雰囲気の中で、例えば1人から5人までの子供を保育するような家庭的保育などの地域型保育給付を新たに創設することになっております。

四つ目でございますが、地域子育て支援拠点事業ですとか、一時預かり事業、放課後児童クラブ、そういった地域の実情に応じた多様な子育て支援を充実することとなっております。

その下、(2)でございます。教育・保育施設を利用できる対象者等というところがございますけれども。現行の保育に欠ける事由の見直しに伴いまして、パートタイムですとか、居宅就労などの就業形態ですとか、求職活動、あるいは就学の場合であっても、保育施設の利用が可能である、そういうふうなことが明記されたという特徴がございます。

また、児童虐待ですとかDVなども認定事由に明記されましたほか、優先利用の有無、例えばひとり親家庭ですとか、子供の障害、こういったことも考慮されるようになり、今まで市町村ごとに一定異なっておりました入所要件が、明確化されることになりました。

なお、このページの一番下のところに、新制度では、施設を希望する保護者は、利用のための認定を市町村から受けていただくことになっております。1号、2号、3号と書いてあるところがございます。まず1号認定は、3歳以上の子供に4時間程度の教育を希望する場合で、従来の幼稚園、それから認定こども園、そういったものの利用となるものでございます。

それから2号認定でございますが、こちらは3歳以上の子供に保育を必要とする場合で、市町村の保育の認定を受け、保育所や認定こども園を利用するようになります。

その下、3号認定の場合には、3歳未満の子供で保育を必要とする場合でございまして、2号認定と同じように市町村の認定を受けて、保育士や認定こども園、あるいは地域型保

育を利用することになります。

2 ページでございます。県子ども・子育て支援事業支援計画の策定のところでございます。新制度では、国の示す基本指針に基づきまして、幼児期の教育・保育、あるいは地域の子育て支援事業の必要量の確保に向けまして、市町村がそれぞれに設置する子ども・子育て会議に諮った上で、平成27年から平成31年までの5年間の事業計画を策定することになっております。

都道府県におきましても指針に沿いまして、事業の実施主体である市町村を、広域性あるいは専門性を有する立場から支援するために、市町村が計画に定める教育・保育の必要量の見込みと確保方策を県下全体で積み上げまして、県の子ども・子育て支援会議に諮りました上で、子ども・子育て支援事業支援計画を策定するものでございます。

今後、市町村における計画の策定作業が本格化する中で、支援会議における議論を一層加速化しまして、策定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

その下(1)計画の骨子(素案)のところでございます。少し簡単に御説明させていただきます。第1章の計画の基本的事項の部分でございます。こちらに記載をしておりますけれども、計画策定の背景ですとか趣旨、あるいは計画の位置づけ。例えば次世代育成支援行動計画ですとか、教育振興基本計画などの他の計画との整合性。あるいは新計画策定のための体制、進捗管理やその推進体制、そういったものを記載するものでございます。

第2章でございます。子ども・子育てを取り巻く状況では、現在の人口の推移ですとか、出生の動向、そういったものを記載してまいります。

それから第3章でございます。新制度の事業概要と県内の子育て支援の状況の部分では、新制度の事業の全体像ですとか、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業、放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業の現在の状況について記載してまいります。

第4章の具体的な取り組みの部分でございます。1の幼児期の学校教育・保育の部分といたしましては、教育・保育の提供区域の設定。これは県下を一つの区域とするとか、市町村単位で区域を設定するとかいった考え方。それから、区域の状況などについて記載するものでございます。

(2)子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込み、確保の内容のところでございます。これは県全域あるいは区域ごとに、先ほど申し上げました1号から3号までの、保育の認定区分ごとの量の見込みを示すとともに、必要量に対する提供体制の確保の内容などを記載していくこととなります。

(3)でございます。幼児期の教育・保育の一体的提供、推進体制の確保の内容のところでは、例えば認定こども園に関しまして目標設置数などの考え方、それからその考え方の整理。あるいは小規模保育などとの連携について記載していくこととなります。

(4)の保育教諭、幼稚園教諭、保育士等の人材確保と質の向上の部分では、人材の確

保方策ですとか、それから人材育成方針などを示していくこととなります。

(5)でございます。教育・保育情報の公表の部分では、実施体制の整備など、必要な情報の公表のあり方について記載していくこととなります。

次に2地域における子育て支援の部分でございます。こちらは、地域子育て支援拠点事業ですとか、一時預かり事業など、地域の子ども・子育て支援事業の具体的な取り組みですとか、事業従事者の確保策、あるいは資質の向上について記載していくこととなります。

3でございます。特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援、この部分でございます。こちらは、児童虐待対策ですとか社会的養護体制の充実、あるいはひとり親家庭の自立支援の推進などについて、それから障害児施策の充実など、こういったものについて記載していくこととなります。

最後4仕事と家庭生活の両立支援の部分でございます。こちらはワーク・ライフ・バランスといった働き方の見直しに関しての記載を行っていくこととなります。

最後でございます(2)策定に向けた今後のスケジュールでございます。今後、11月にかけて、現在、市町村のほうでも計画の整理をしておるところでございます。そういった計画との整合とか調整を進めまして、県の子ども・子育て支援会議にかけて、12月議会には御報告させていただきたいと考えております。そしてそれ以降につきましては、パブリックコメントなどを実施して、年度末に最終の正案まで持っていきたいと考えております。

以上でございます。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 財源は消費税増税10%だと。今の消費税増税を、来年10月をめどに年内に決める言ゆうがでしたかね。GDPが7.1%下降になったとか、ガソリンが上がったとかなんとかいうことで、いろいろ反対の意見も自民党内から出ゆう状況の中で、もし増税にならんかったら、これどんなになるんですか。単純なところで。

◎井奥地域福祉部長 増税にならなかつたら、今、5%上がることを前提にして、7,000億円ぐらいの充当財源になっています。もし仮に3%で、残り分が先送りになれば、単純に計算しますと6割相当になりますんで、4,000億円ぐらいということ。もし仮に、法案で先送りというものが、国会に出されることになれば、その部分は歳入のめどが立ちませんので、一定7,000億円のうちの4,200億円程度、その部分、単純に考えれば、スタート時点がおくれることにもなりかねないと予想はされます。

◎川井委員長 ほかにございませつか。以上で質疑を終わります。

以上で、地域福祉部を終わります。それでは、ここで10分ほど休憩したいと思います。再開は2時50分といたします。

(休憩 14時38分～14時50分)

《文化生活部》

◎川井委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、文化生活部について行います。

最初に、議案について文化生活部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので御了承願います。

◎岡崎文化生活部長 それでは、9月議会への提出議案につきまして御説明させていただきます。

文化生活部からは、平成26年度一般会計補正予算議案2件と条例その他議案3件を提出させていただきます。

まず、お手元の資料でございますが、②の番号がついております議案説明書（補正予算）の26ページをお開きいただきたいと思います。

文化生活部の補正予算の総括表でございます。左側の課名、まず文化推進課では、この7月に策定をいたしました坂本龍馬記念館リニューアル基本構想に基づきまして、記念館のリニューアルを進めていくための基本設計などに必要な経費を計上しております。

このうち、本年度中に実施いたします測量にかかる経費といたしまして、108万7,000円。またその下、情報政策課では、行政の効率化や国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現するために導入されます社会保障・税番号制度に対応するために、国の情報システムと県の税等のシステムを連携させるシステムの整備に要する経費といたしまして、1,218万1,000円を計上させていただきます。部全体では1,326万8,000円の増額補正をお願いをするものでございます。

次に、28ページをごらんいただきたいと思います。債務負担行為でございます。先ほど御説明いたしました坂本龍馬記念館の新館と、既存館の基本設計や造成設計等が2カ年にわたりますことから、5,143万円の債務負担の追加をお願いしております。

次に、③の番号がついております条例その他議案をごらんいただきたいと思います。その資料の表紙をおめくりいただきますと、最初に、議案の目録が出てまいります。

このうち文化生活部は第13号議案と第18号議案が該当いたします。また、この目録に記載しているもののほかに、先月30日に第25号議案を追加提出させていただいておりますので、計3件の審議をお願いいたします。

まず、第13号議案でございますが、故石元泰博氏から県が寄贈を受けた貴重な写真作品等を広く皆様にごらんいただけるよう、県立美術館内に新たに石元泰博展示室を設置するための改修を行いましたので、これに伴いまして、管内のほかの利用施設に係る利用料金及び使用料の基準額について、必要な改正をするものでございます。

次の第18号議案は、高知県公立大学法人と公立大学法人高知工科大学の法人統合につきまして、地方独立行政法人法の規定によりまして、存続する法人の名称や効力を生じる定

款の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

最後の追加提出いたしました第25号議案でございますが、婦人保護施設の設備や運営に関する厚生労働省令が一部改正されたことに伴いまして、必要な改正を行うものでございます。

続きまして報告事項が1件ございます。お手元にお配りしております文化生活部の資料（報告事項）の赤のインデックス、文化推進課のページでございます。

高知県新資料館（仮称）についての説明でございます。新資料館の管理運営の案と、新資料館の建設工事の進捗状況につきまして御報告させていただきます。なお、詳細につきましては、担当課長から御説明させていただきます。

最後に、当部が所管いたします審議会の審議経過等についてでございます。同じ報告事項の資料の赤のインデックス、審議会等のページをお開きいただきたいと思います。まず、1の高知県消費生活審議会につきましては、7月25日に開催をしております。主な審議項目などを資料に記載しておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。

なお委員の名簿を資料の後ろにつけておりますので、御参照いただければと存じます。この他の審議会等の開催状況につきましても、随時御報告させていただきます。

私からは以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

〈文化推進課〉

◎川井委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

初めに、文化推進課の説明を求めます。

◎高橋文化推進課長 文化推進課でございます。どうかよろしく願いいたします。

文化推進課からは、補正予算議案と高知県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案について、御説明させていただきます。

まず補正予算議案につきまして、資料No.②議案説明書（補正予算）の27ページをお開きいただきたいと思います。

右の説明欄をごらんください。坂本龍馬記念館整備事業費としまして、測量等委託料10万7,000円を計上しております。これは7月に策定いたしました、坂本龍馬記念館リニューアル基本構想に基づき、今後、新館の整備及び既存館の改修を進めてまいります。そのうち今年度を実施いたします測量などに係る経費でございます。

次に28ページをごらんください。債務負担行為の追加でございます。これは先ほど御説明いたしました新館の整備及び既存館の改修につきまして、今年度から平成27年度にかけて実施いたします基本設計などに係るものでございます。

詳細につきましては別途資料を用意しておりますので、恐れ入りますが、お手元にお配りしております文化生活部の青いインデックスがついた議案参考資料の1ページ、文化推進課の赤いインデックスがついておりますけれども、そちらをお開きいただきたいと思います。

ます。坂本龍馬記念館リニューアル基本構想でございます。

さきの6月議会におきまして、案について御説明させていただき、その後実施いたしましたパブリックコメントにおいて、県民の皆様からいただいた御意見などを踏まえまして、7月に基本構想を策定いたしました。

基本構想につきましては、前回の御説明から大きく変わった部分はありませんが、策定後に整備スケジュールについて変更がございましたので、この点について説明させていただきます。資料の右下のスケジュールのところをごらんいただきたいと思います。

変更箇所を赤字で記載をしております。当初、新館につきましては、龍馬没後150年に当たる平成29年度のオープン、既存館につきましては、新館のオープン後に改修工事を行い、明治維新150年に当たる平成30年度のオープンを目指すこととしておりましたが、明治維新150年という節目の年の平成30年初めに、両館がそろってオープンできますように、既存館の実施設計及び改修工事を前倒しして実施することといたしました。

その下の概算整備費をごらんください。総事業費といたしましては、新館の整備に約20億円、既存館の改修に約6億円、合計約26億円を見込んでおります。このうち、今回の補正予算では、測量基本設計などに係る現年予算額108万7,000円、債務負担5,143万円を計上しております。

今後、貴重な資料をしっかりと保管展示できる、博物館機能を備えた新館の整備を着実に進めますとともに、太平洋を眺望する雄大な景観を持つ既存館とあわせ、さらに魅力ある観光文化施設を目指して取り組んでまいります。

続きまして、お手元の資料No.④議案説明書、条例その他の3ページをお開きいただきたいと思います。

高知県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案でございます。こちらにつきましても、別途資料にて御説明させていただきます。議案参考資料、文化生活部の文化推進課の赤いインデックスがついております。先ほどの龍馬記念館リニューアルの基本構想の概要、その次のページ、1-1としておりますが、基本構想の冊子が14ページついております。その冊子の後ろに2ページがございますので、その2ページの高知県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案の資料をお開きいただきたいと思います。

このたび高知県立美術館では、世界的な写真家として知られる、高知県ゆかりの故石元泰博氏から県が寄贈を受けました、約3万5,000点の貴重な写真作品等のコレクションをいつでもごらんいただけるよう、常設展示室を設けますとともに、適切な保存及び調査研究を行うことができますよう、現講義室を石元泰博展示室に、現創作室のうち一室を講義室に改修いたしました。これに伴いまして利用施設のうち、創作室の一部を廃止することとなったことから、その利用料金及び使用料の基準額を削除するなど、必要な改正を行うも

のでございます。

説明は以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎桑名委員 龍馬記念館についてですけれども、先般、高橋委員とも一緒に浦戸、長浜の地元の方とこのことについての意見交換会をしました。その中で、地元の人たちが望んでいるのは、地域の歴史、浦戸城のことを詳しくやってもらいたいということ。これはずっと言われていたんですけれども、このリニューアル案の中では、明記していただいております。これはこれでお願いしますということです。

もう一つ要望としてあったのが、新館の建築、また既存館のリニューアルの際に、昔その浦戸城の城壁というんですかね、遺構が出てきたというので、そここのところにかからないような工事をお願いをしたいと要望も受けていたんですけれども、そここのところ、かからないようになるかどうか、確認させてもらいたいと思います。

◎高橋文化推進課長 このたび新館を建設いたします予定地は、北の端に土塁があると聞いておりますけれども、そちらにはかからないような形で配置をいたします。そのため埋蔵文化財としては、今回建築しようとする場所には残存していないということでございまして、試掘確認調査とか発掘調査は必要ないと文化財課から意見をいただいております。そういったことに配慮をして、対応させていただきたいと思います。

◎桑名委員 確認させていただきました。

◎岡本委員 議会の前に、この新館と既存館の運営について、説明していただいたところですが、ちょっと気になることがあって、あれからいろいろ議論したところなんですけれども、大政奉還150年ですかね、それを記念して旧館のリニューアルを早めるということで、閉館する期間が長いということなんですよね。これへの影響ですよ。ここは結構観光客も来るし、この期間、それほど長いこと休館して、本当に大丈夫だろうか。その影響が非常に気になることなんですけれども、そのあたりは、具体的にどのような議論がなされたのか。その影響をどのように捉えているのかお聞きしたいということ。この「枯らし」というのは、どういう意味でしたかね。これちょっと、聞いちゃったと思うんですが。

◎高橋文化推進課長 逆になりますけど、「枯らし」については、施設とかそれから展示ケースなんかをつくったときに、そういういろんな建築薬剤のような、そういった建築から出る、いろんな影響を与えるようなものについて、一定それが消えてなくなる期間を置いておくことが、特にこういう文化財の展示には必要になるということで、それが枯らし期間でございます。

それともう1点、最初の、大政奉還150年が平成29年で、平成30年が明治維新150年ということで、今回は新館と既存館が、平成30年の1月ぐらいにオープンできるようなスケジュールでやろうということで、検討したスケジュールでございます。

その影響でございますが、当然その既存館を一旦閉めて、工事を行わなければいけませんので、一定の影響は出てまいります。今の予定では、平成28年12月から、平成29年7月までの8カ月間、閉館をする必要が出てまいります。そのときに、平成25年の実績から見てみますと、先ほどの12月から7月までの8カ月間の入館者が約9万人。全体で16万人ということですので、半分よりもちょっと、8カ月ですので、半分よりも多いぐらいの人数になっております。この期間は閉館することになりますけれども、このところで議論したのは、まず一つには平成30年の明治維新150年に、新館と既存館が、両方がきちんと改修された形でオープンして、全国で明治維新150年に向けて取り組むことに、高知県もそこに力を入れていく必要があるんじゃないかということで。両館がそろってでき上がっておくべきではないかという議論で、この案を考えております。

それと1点が、12月から7月というのは、11月が龍馬ファン、龍馬記念館にとっても非常に重要な月でございます。龍馬の誕生日、それから亡くなった日ということで、いつも11月には、イベントを実施しております。それで全国の龍馬ファンにもそういったイベントもきちんとやっていただいて、平成29年の7月、これは、できるだけ改修期間を短くしていきたいと思っております。今後精査は必要ではありますが。夏休み期間にはオープンできるようにしたいということで。12月から夏休み前までに工事期間を設定して、一番影響が少ないような期間にしたいということで、現在のところはそういった期間でリニューアルしたいということであります。あくまでも、明治維新150年に、新館と既存館をセットでオープンさせたいという、今後、県の観光振興を図っていくときに、そういったものが必要じゃないかという議論の中で、こういったスケジュールにしたところでございます。

◎岡本委員 そのことは、この間も説明を受けたところですけども。8カ月間という、長い期間なんですよね。観光客も結構この間、夏休みは除いているとはいえ、来るわけですよ。この観光客への影響ですよ。ホームページなんかで、いろんな方には周知はできると思うんですけども、十分じゃないですわね。これへの影響を非常に心配するところ。そこまで明治維新150周年に、こだわらんでもいいんじゃないかと私たちは思うんですよ。そのところ、どうしても150年にこだわりたいという議論が、どこからか出てきて議論されたから、こういうふうな結果になったと思うんですけども。それはどこから湧いてきたがですか。

◎高橋文化推進課長 当初の案では、明治維新の150年の平成30年に、既存館の改修をする予定になっておりました。そうなりますと、明治維新150年で高知県も盛り上がりまして、全国でも盛り上がっているときに、せっかくの龍馬記念館が、一部は閉館しているのは、非常にもったいないんじゃないかと、内部でいろいろ議論していった中で、やはり明治維新150年の平成30年の初めには、両館のそろい踏みという、グランドオープンみたいな形が、より高知県の観光にとってもいいのではないかということで。できるだけその閉会の期間

を短く、かつ影響が少ないような期間にするのはどうすればいいかという議論の中で、今の案を考えたところでございます。

◎岡本委員 答弁になってない。どこから出てきたかという。どこから出てきたか。

◎高橋文化推進課長 はい。それは内部で議論していく中中です。課も含めまして、議論する中で出てきた。

◎岡本委員 じゃあ、課内の中で出てきたということですか。

◎高橋文化推進課長 はい。課といいますか、部の中でも議論し、それから県の観光関係も、その明治維新の150年に向けて、そういう県内の歴史系のものまでやっていこうという動きがございます。そういったこともあわせて考えまして、こういう案にするべきではないかということで、議論したところでございます。

◎岡本委員 大体わかりました。観光客への影響ですよね。それと、影響を極力少なくしていくための対策ですよね。やっぱりこんなことは、きっちりと考えられているんでしょうか。

◎高橋文化推進課長 この期間、休館せざるを得ませんので、その期間に龍馬記念館に来ていただくことは、それは無理なんですけれども。ちょっと別ではありますけれども、例えば新資料館が、平成28年度中にオープンいたします。平成28年度に、特に新資料館の場合は山内家関係でございますので、明治維新の1年前の大政奉還150年は、非常に重要な時期でもあります。もちろん明治維新も重要ですけども。大政奉還150年ということで、平成28年度は新資料館で、そういう大きなキャンペーンといいますか、催しをやっていこうと考えております。そちらで観光客の方には、大きく訴えていきたいということがございます。

それともう1点、今後その基本設計、実施設計で精査する必要がありますけれども、この休館の期間も、もう少し短くできないかというのは、今後、そこは検討していきたいと考えております。

◎岡本委員 一つ、さっきから気になっているというのは、観光客への周知の問題ですよね。このあたりを、どう十分にとられるのか。来たところに掲げるとか、それでは、とても観光客に対して失礼じゃないですかね。そのあたりはどういうふうに考えていますか。

◎高橋文化推進課長 今後、この改修の方針が決まっていきましたら、当然龍馬記念館を通じて、全国の竜馬ファンの方にもPRしていただきますし。それから平成29年の大政奉還150年に向けて新資料館ができて、そういう県内の歴史系のそういう催しを、いろいろ観光サイドを通じて、観光事業者なんかにも発信したりすることがございます。そういったことにもあわせて、龍馬記念館はこの期間は休館であって、その間は新資料館で大政奉還150年の催しをやっているという。そんなことで、伝えていくようにしたいと思えます。

◎中根委員 関連です。えー、閉まっちゃうの、という話になりましてね。やっぱり前年に9万人の 사람들이がせっかく来て。桂浜で龍馬の銅像だけ見て帰るのは、とても残念だろうねと。いつもであれば、龍馬記念館にも出かけて行って。当初からやっぱり、そういう観光客のことなどを考えて、その新館を建てる。当初の計画はそうではなかったよねと。一旦閉めてしまうと、龍馬ファンをがっかりさせるんじゃないかという話が、やっぱり消えないんですよ。そんな改修の仕方をするが、という話が結構ありましてね。そういう意味で、親切で、かつ、いつのときでも高知に来てもらった人たちに、今回は少しは見られたけど、もう1回リニューアルしてオープンしたときに、もう1回来ようという気持ちにさせることのほうが、もっと大事なんじゃないかと。あ、閉まっています、と言うよりはね。山内家の新資料館も同じ時期に工事になるものですから。どっちも、そういう歴史的なところが、はい閉まっていますでは、ちょっとまずいんじゃないのという議論になったんですよ。そのあたりの、観光客を一旦、がっかりさせたと言ったら、言い過ぎかもしれないけど。そんな後で、十分な巻き返しができるかどうか。その、がっかりさせることが、何とも気の毒やねと。そんなことがない手法で、当初どおりで何とかできればいいのになというの、ちょっと私たちの中でも。それから、ちょっと県民の皆さんに聞いてもね、えー、それを全部閉めるがはないろう、という話が結構あるものですから。そのあたりをちょっと聞いてみたいなど。それは想定していますよね。

◎高橋文化推進課長 先ほどちょっと御説明いたしましたけれども。当初の案でいけば、明治維新150年のときに、既存館の工事をする事になりまして、せっかく明治維新150年で全国も盛り上がりますし、高知県も盛り上がっている中で、既存館が閉まっているのは、逆にちょっと残念なことになるんじゃないのかという考え方で、事前に改修して、明治維新150年に臨もうということで、こういったスケジュールをちょっと考えたところでございます。

◎川井委員長 ほかにございませんか。

以前、文化厚生委員会で、坂本龍馬記念館に業務概要調査に行ったときに、高橋委員でしたか、このアクセス道の上り口のところを、大型観光バスがスムーズに上がって行けるぐらい拡張したらどうかという意見が出たわけなんです。その点についての検討はされていませんでした。

◎高橋文化推進課長 はい。そちらはちょっと、高知市が所管している場所でございます。また今後、高知市ともそういった話をさせていただきたいとは思っています。

◎川井委員長 せっかくリニューアルして、大々的にPRしたいということですので、ぜひとも前向きな検討をしていただきたいと思います。

◎坂本（孝）副委員長 補足的に、ちょっと。ある人に頼まれてまして。あその土地というのは揺れるんですかね。風とか、それから多分下が、石が多い関係だと思いますけどね。

結構揺れるらしいですね。だからその工事を、しっかりとやってもらいたいという要望があつていますので。

◎高橋文化推進課長 あそこの土地は一部、地質の調査を今度もしますけども、過去にもしまして。ちょっと南のほうは少し、L2クラスの地震が来たときに液状化するような可能性があるという話になっています。ただ、今の館も岩盤まで、建物本体はきちんと安全なところまで柱を打っておりますし。その位置としても大丈夫なので、建物が崩壊する心配はないという結果になっております。今度の新館についても、その北側のほうに建てる予定をしておりますので、きちんとした地盤で、安全な建て方をするように、そこは留意いたします。

◎坂本（孝）副委員長 よろしく申し上げます。

◎高橋委員 潮風を受けると思うんですけど。既存館も外にある施設は、結構さびが来てる部分があつたと思います。それで、新館についても、そういったことも情報等をとって、多分されていると思うんですけど、施設管理をしていく中で、長年やっぱり公共施設なんで、維持管理をしていくところがあるんで、潮風を受けることをしっかり想定して、維持管理はなるべくなら安価でできるような施設にしてほしいと思います。

もう一つは、この新館については、桂浜荘も含めて、駐車場の機能として今まで使っていた部分、あるいはバスなんか多分あそこにとめていたと思うんですけど。これを見たら、ロータリー機能は確保しますなんてことも書いてございます。桂浜荘自体が、今集客が十分な施設ではないと思います。桂浜荘自体の集客を上げることも、今後考えていかなきゃならない。

それともう一つは、これから先の観光行政を見たときに、やるとして、桂浜荘がこれから存続をかけて、いろんな施策を打ってくると思うんです。早い方は2時とか3時ぐらいにはもう、ホテルに入られる方も、ぼつぼつおられるんで。せっかくつくった施設がね、駐車場不足も懸念されると思います。それで、今の施設のところには、新たに土地を広げて駐車場をつくっていくことは、多分不可能だと思うんで。例えば、前のホテルの土地ね。今、草ぼうぼうなんだけど。あんなところも視野に入るかどうかのかわかりませんが。マイカー時代は、これからもずっと続くと思うんで。駐車場が不足をすれば、せっかく来たけど、とめられないから、また、どこかに行ってしまうなんてこともあるんでね。そういったことをしっかりと。今までの施設利用者、今後の施設運営にかかわる中で、集客をどれぐらい見込むのか、マイカーもどれぐらい見込むのか。それからバスも。

それからもう一つは、県内の子供たちの利用も上げていこうということは、この文書にもうたっているんで。そういった全体を考えたときの、現在の車社会の中での駐車場をどう確保するか。その辺も、ぜひ検討していただきたい。

それと、委員長からもお話があつたように、桂浜周辺での道路整備は、ほとんどでき上

がりました。ただ、できていないのは、あそこの県道から、この記念館に上がっていく。距離にしたら70、80mぐらいだと思います。行き違いができない所があるんでね。これは先ほどお話しましたように、高知市の問題だと思います。それともう一つは、遺跡もあったんで、総合的にいろんなところとの共有も必要だと思うんだけど、せつかくこれだけの施設を新たにつくっていくんで、ここは、高知市と協議をしてね。寄せられるものは寄せて。バスが上からおりてきても、下から乗用車が上られるように、そういった施設を今回の中でぜひ検討していただいて。できたら、開館と同時にこういったものも機能できるようにしていただけたらと思いますので、要請しておきたいと思います。

◎高橋文化推進課長 お話いただきました、まずその潮の関係、専門家の方にも御相談しながら決めておりますので、そういった対策もきちんと万全を期してまいりたいと思います。

それと、駐車場と上り口の道の関係で、土地も高知市のものですので、今後ちょっと高知市が今、検討しているところもございます。高知市とも協議しながら、進めてまいりたいと思います。それと、龍馬伝のときには44万人ぐらいのお客様が来場いただいております。そのときにいろいろ、ちょっとしたバスのソフト対策もやったような実績もございますので。そういったソフト対策もあわせて、今後、検討を進めてまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

◎川井委員長 以上で質疑を終わります。

〈県民生活・男女共同参画課〉

◎川井委員長 次に、県民生活・男女共同参画課の説明を求めます。

◎武田県民生活・男女共同参画課長 県民生活・男女共同参画課でございます。よろしく願いいたします。

当課からは、9月30日に追加提案させていただきました高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案について説明させていただきます。

資料は、左肩とじの知事から議長宛てのペーパーがございます。議案の追加提出についてという資料でございます。児童家庭課からの説明と重複する部分もありますが、よろしく願いしたいと思います。

この条例は、母子及び寡婦福祉法が、ひとり親家庭への支援策の対象を父子家庭に拡大することなどの改正がなされたことによりまして、関係条例について定義されている用語について必要な改正を行うものでございます。

関係条例は二つになりますが、そのうち当課が所管してございます高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例について御説明させていただきます。議案参考資料、県民生活・男女共同参画課と、赤インデックスがあるページをごらんいただきたい

と思います。新旧対照表でございます。

先ほど申しましたとおり、母子及び寡婦福祉法は改正によりまして、法律自体も母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正され、法律内の用語も、「母子」から「母子・父子」へと改正されました。これに伴う省令の改正を受けまして、条例の第18条中、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子相談員」を「母子・父子自立支援員」に改正するものでございます。

簡単ですが、以上で県民生活・男女共同参画課からの説明を終わらせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

(質疑なし)

◎川井委員長 質疑を終わります。

〈私学・大学支援課〉

◎川井委員長 次に、私学・大学支援課の説明を求めます。

◎岡村私学・大学支援課長 私学・大学支援課でございます。よろしくお願いいたします。私学・大学支援課からは、高知県公立大学法人と公立大学法人高知工科大学との吸収合併に関する議案について御説明いたします。

お手元の資料の③の番号がついております高知県議会定例会議案、条例その他の50ページをお開き願います。あわせて、議案参考資料として別途お配りさせていただきました、文化生活部、私学・大学支援課の赤いインデックスのついた資料の1を、あわせてごらんお願いしたいと思います。

本議案は、6月議会でも御報告させていただきましたように、県が設立します高知県公立大学法人と公立大学法人高知工科大学の法人統合につきまして、地方独立行政法人法に基づき提出をさせていただいているものでございます。

まずは、今回の法人の吸収合併の根拠となる法律について御説明いたします。地方独立行政法人法第108条では、法人の吸収合併をしようとする場合には、第108条第1項の第1号から第3号に掲げられている事項を定めて、総務大臣の認可を受けなければならないこととなっています。また、公立大学法人については、文部科学大臣の認可もあわせて必要となります。今回の議案は、同条第4項の規定にありますように、この第1号から第3号までの事項について議決をお願いするものでございます。

第108条第1項各号についてでございますが。資料1の2の議案の概要にございますように、まず第1号の吸収合併以後、存続する法人は高知県公立大学法人、消滅する法人は公立大学法人高知工科大学となります。

第2号の効力を生ずる日は、平成27年4月1日です。

第3号の吸収合併存続法人の定款の変更についてですが、恐れ入りますが資料2の定款

変更の主な内容で御説明させていただきますので、資料2をごらんください。

まず、第1条の法人の目的でございます。今回、目的が変わるものではございませんが、高知県公立大学法人の目的に、公立大学法人高知工科大学の目的を融合し、文言を整理しております。

次に、第3条、大学の設置についてでございます。高知短期大学を削除し、高知工科大学を追記しております。なお、高知短期大学については、既に中期目標の変更をお認めいただき、本年4月の入学者を最後に、募集を停止することとしております。ただ、在籍する学生がいる間、大学は存続します。将来的に廃止が決まっている大学については、附則で規定するようという国の指導もございまして、附則の第2項及び第3項に規定をしております。

次に、第8条、役員の定数についてでございます。今回の統合により、理事長と学長を別に任命することとしており、また、地方独立行政法人法で、大学の学長は副理事長となることとなっておりますので、新たに副理事長を置くことになったこと、及び理事の定数を変更するものでございます。

資料3をごらんください。前回の6月議会で説明させていただいたものですが、県が設立します公立大学法人の組織図でございます。現在の役員は高知県公立大学法人が、上段のオレンジで塗りつぶした枠内の左側、理事長が1人、理事が6人、監事2人の計9人。公立大学法人高知工科大学が、ブルーで塗りつぶした枠内の左側、理事長1人、副理事長1人、理事6人、監事2人の計10人となっております。

平成27年4月1日以降の役員は、真ん中の矢印から下で、オレンジの枠内左側にありますように、理事長が1人、副理事長が2人、理事が5人から7人以内、監事2人で、最大12人ということになります。これまでは高知県公立大学法人が9人、工科大の法人が10人で、合わせて19人でしたが、一つの法人になるということで、最大12人ということになります。

資料2のほうにお戻りください。第10条の理事長の任命、第11条の学長の任命についてでございます。現行の定款では、理事長は学長となり、理事長選考会議の選考に基づく法人の申し出により、知事が任命することとなっておりますが、理事長と学長を分離するため、地方独立行政法人法に基づき理事長は知事が任命。学長は、これまでの理事長選考に関する規定が学長選考に関する規定に変わりました、この学長選考の会議の選考に基づき、理事長が学長を任命することになります。

第13条の、役員の任期でございますが。理事長と学長が分離されたことによりまして、理事長の任期は、地方独立行政法人法では4年以内とされておりますが、経営の安定性も踏まえ4年としております。

また副理事長の任期については、新たに2年以上6年を超えない範囲について、法人の規定で定めることとしております。

第20条の経営審議会の設置及び構成についてでございます。再度資料3をごらんください。経営審議会の委員の数については、現在、高知県公立大学法人は、また上段オレンジの枠内の右側の経営審議会ですが、8人以上11人以内で構成することとなっており、現状は10人。公立大学法人高知工科大学は、上段ブルーの枠内の右側の経営審議会の中に、現状は16人。18人以内で構成することとなっておりまして、現状は16人となっております。

平成27年度以降は、矢印から下のオレンジの枠内右側にありますように、19人以内とする予定でございます。現状が、高知県公立大学法人が10人、工科大学の法人が16人と合わせて26人になりますが、新しい法人では19人以内になります。

なお、この定数については、工科大の定款がそうしていましたが、法人の規定で定めることとしております。

また、同条第3項では経営審議会の委員のうち、法人会の委員の数について、これまで2分の1以上ということで規定しておりましたが、過半数としております。これは国立大学法人法の改正にあわせて対応したものでございます。本則については以上になります。

再度資料2のほうにお戻りください。次に、附則について御説明いたします。附則第1項についてですが、定款変更の施行日は平成27年の4月1日となります。高知県立大学及び高知短期大学の学長については、その任期が平成27年3月31日までとなっております、本年度中に学長選考会議を開催する必要があるため、附則の第4項と、附則の第5項に選考等の規定を設け、この規定については国の認可があった日から施行することとなっております。

第2項、第3項については、先ほど本則の第3条でも御説明しましたように、高知短期大学について、在籍する者がいなくなるまでは大学が存続をすること、またその間の規定の読みかえ等について記載をしております。

最後に附則第6項から第8項については、高知工科大学の学長選考についての規定でございます。高知工科大学も、現学長の任期が平成27年3月31日までとなっており、今年度既に平成27年4月1日からの学長選考をしております。このため、現在の高知工科大学定款にある学長選考会議を、新定款にある学長選考会議とみなすことを定めたものでございます。定款変更の主な理由については以上でございます。

また資料の1に戻っていただきまして。下の3の今後のスケジュールについて御説明させていただきます。

本議案について御承認いただけましたら、議会閉会後の10月の中旬から約1カ月間、債権者が異議申し立てできる期間として、債権者の保護手続きに入ります。その手続の後、国に認可申請を行いまして、1月中旬には国の認可がおりる予定ですので、その後、県立大の学長選考会議が実施されます。

2月議会では、平成27年度の運営費交付金の予算とあわせて、料金上限の認可について

議案を提出させていただくこととなっております。

平成27年4月1日に法人が統合され、知事が理事長を任命し、理事長が各大学の学長を任命することとなります。

また、来年の6月議会において、平成23年度から平成28年度までとなっております現在の高知県公立大学法人の中期目標に、高知工科大学に関する業務運営の目標を追加する変更議案を提出させていただく予定です。

説明が長くなりましたが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎溝渕委員 来年へ向けて、待ったなしで、建物とかは、それぞれ粛々で行っているという話も聞かせていただきましたが。この両大学と県と一緒に、今ソフト面、事務局体制とか教授の関係の、いろんな違いがあると思いますね。そんなのを今具体的に、どんな協議をどんな部署でやられているんですかね。

◎岡村私学・大学支援課長 ソフト面の対応でございますが。まず、事務局体制などにつきましては、それぞれの大学の人事関係になってまいりますので。事務局長を初めとする、人事を担当する部局で検討しております。

事務局体制については、法人の統合という部分では、効率化できる部分がございますので、その部分では一定、例えば、法人の財務とか施設とか、そういった部分は一つに統合することで、効率化できることで減ってまいります。

ただ、高知工科大学につきましては今、香美市にあるだけですが、これが永国寺にも新たな学群ができてまいりますので、2キャンパスになってまいります。そういった大学に係る事務では、効率化ではなくて逆に二重にかかるようなところもございまして、今まさにその両方の人事担当で、事務局の体制も検討しているところでございます。

それから教育の部分につきましては、例えば永国寺で1キャンパス、2大学となりますことから、例えば単位互換であるとか、教室をどういうふうに分担するかとか、そういった部分もございまして、教務の担当同士で、そういった教育に関する議論を進めているところでございます。

◎溝渕委員 いろんなことを具体的に決めていかないかと思うんですが。事務局あたりの体制をまとめていくのは、もっと難しくないのではないかなとも思うんです。実際にその両大学の違いの部分とか、給与とか、事務局体制のシステムとか、再構築をしなければいかんような部分になったら、部長どうですかね、やっぱり相当上もかかわって決めないといかん部分も出てくるのではないかと思うんですが。知事、部長あたりはどうなのか。ちょっと。

◎岡崎文化生活部長 今、課長が申したように事務的にやっていますけど。統合準備会というのをやりまして。私と、それから両大学の学長、理事長が入りました会をしまして。

その節目、節目に、報告をし合いながらやっていくと。

今回は、法人は1法人にします。しかし、大学はあくまでも2大学です。短大も入れましたら3大学ですけど。そしてキャンパスが三つになるという、こういったものが複雑に絡んでおりますので、委員も御心配のようなところがあります。まずは大学、法人の統合から進めていくということで、できるところからやっていくと。節目、節目には理事長、学長、私どもが入りまして、話を詰めていっております。

実際には事務的には、事務でしたら事務局長というような形になって。給与につきましても当分の間は、事務局の事務職員の給与の統合から始めますので。大学は統合するのではないので、そこは一つ一つステップを踏みながら、検討を進めておるところでございます。

◎溝渕委員 本当はね、三つに実際なったりする部分もあります。一度に満点になることは、もちろんないですが。相当、来年の統合へ向けては、いろんな問題が起きないように、努力を積み重ねていってほしいと思います。

◎岡崎文化生活部長 ただ、一緒になりますと、永国寺ですと、同じキャンパスで一緒にやるになりますと、お互いが顔の見える関係になります。ここの部分は一緒にできるんじゃないとか、実際のところ、いろいろ連携が深まっていくと思います。その中で、お互い連携できるもの、それから統合できるもの、それぞれ別々に必要になるもの、そういったところが明確になってまいりますので、その実際に統合していく中で、深めていければと思います。一足飛びにやると、また無理がいきますので、本当にいい形を、徐々にゆっくりいきたいという思いで、進めていきたいと考えております。

◎中根委員 この定款の中身で。先ほどの御説明の中に、高知短期大学が附則のほうに書かれているのは、国からの指導もあるというふうにおっしゃったので、ああ、そういうこともあるのかなと思ったんですが。この定款、最初に見たときに、高知県立大学と、高知短期大学の二つの公立大学の定款が、現在あるわけですね。それで、それプラス工科大学。県立大学等と工科大学との統合の定款となったときに、現在、今年度も学生を募集して、現在学生もたくさんいる高知短期大学の名称が、本則の中になくて附則にあるのは大変違和感がありまして。この間も、短期大学の存続については、いろんな県民の要望とか議論もありましたよね。そういうことも考えると、今あるものをなぜ明記できないのかというのは、とても不思議なんですけれども。それは何か理由があるんでしょうか。

◎岡村私学・大学支援課長 先ほども言いましたように、こちらのほうも一度は国に3大学でということも、照会もしてみましたけども、やはりもう中期目標で決まっているところで、附則でそれはやってほしいと。

◎中根委員 中期目標で決まっている。

◎岡村私学・大学支援課長 中期目標で、もう短期大学がことしを最後に学生募集を停止

することが決まっているところで、そういうふうになっているものについては、もう将来的に廃止が決まっているので、附則で経過措置として書くようにという指導がありました。

◎中根委員 それは例外的措置はないんでしょうかね。学生にとったら、お金を払って大学に行って。自分たちの存在そのものが、消滅に向かう過渡的なものかと。そういう身分なのかと、定款を見てやっぱり思いますよね。そのあたりの違和感は、何とか払拭できないものかと。

◎岡村私学・大学支援課長 定款は、法人の管理を決めているところでごさいますして、大学はまた大学でそれぞれ学則があつて、高知短期大学の学則もまだあります。最終的には学則も廃止になってまいりますけども、大学については、そっちの学則という部分で、きちっと短期大学の学則もあるというところではないかとは思いますが。

◎中根委員 それはその、国は強い指導なのか、いろんな明記の仕方があるけれど、これでどうですかという言い方なのか。そのあたりはどうですか。

◎岡村私学・大学支援課長 こちらも最初も言いましたように、3大学も入れて、本則の中で学生がいなくなる時点で廃止するような形でということも、国に照会もしましたが、やはり、国からは、こちらのほうでという形で指導がありましたので、他県でもこういう例があると思うんですが、多分、他県の例なんかも、こういうふうになっているということです。

◎中根委員 じゃあ、定款を定めるときの規定で、もうこういうものに定まっているという捉え方をしなければならないですか。

◎岡村私学・大学支援課長 はい、そうです。国からはそういうふうに指導があつています。

◎中根委員 大変違和感があつて。あるものを、何でそういうことをするんやろうという話になっていましてね。そうですか。じゃあ県としては、それはもう変えざるを得なかったということなんですかね。

◎岡村私学・大学支援課長 はい。これについても、先ほど部長も言いました、両大学法人の理事長と、それから部長、その常務理事なんかも入った準備委員会でも、この定款でということで、それぞれ協議を行つて決まっておりますし。国のほうでも、もうこういう形でということで指導もありましたので。

◎中根委員 短大側からは反発はなかったですか。

◎岡村私学・大学支援課長 特にはないです。確かに、第3条に入れられないかという思いは南理事長もお持ちでしたけど、やっぱり国のほうが、そこは附則のほうにという指導がありましたので。こういう形になりました。

◎高橋委員 資料3の経営審議会というところで、委員19人以内、理事を含むと書いてご

ざいますが、ここをもう少し詳しく。理事長、副理事長は入らないの。

◎岡村私学・大学支援課長 入ります。基本的には、この理事19人の中には、最終的には理事長が任命するようになりますが、役員はほぼ入ります。入った上で、これはどういうふうに理事長が任命するかにもよりますが、追加で大学の中でさらに、どなたかを入れたりとか。役員以外の外部の経営者の方を入れたりとか、いう形になって、19人以内となります。

◎高橋委員 今回その、理事長、知事が任命するとあるんで、その外部の方は、ある程度こういったところから、審議会の委員に選考していきたいとかいう、そういった団体とかはまだ全く決まってない。

◎岡村私学・大学支援課長 基本的には理事は、理事長が任命しますので、法人側になりますので。今、こちらのほうでは全く決まっておりません。今、それぞれの大学、公立大学法人にしても、高知工科大学法人にしても、外部の方、高知の企業の方であるとかが入っておられますので、そういった中からまた、新しく統合される公立大学法人の中で、どなたを任命するかは、決めることになるかと思えます。県のほうでは、外部の委員の方をどなたにするかとかいうことを、決めることにはなりません。

◎中根委員 しつこいですけど。ちょっと納得いかないのもう一つ。その三つの大学を定款の中に明記して、高知県が、いやいや国が指導してきてもこれでいきます、というふうに決定して、附則でない形で出したときには、国の認可が得られないとか、何かその支障がありますか。

◎岡村私学・大学支援課長 議会の議決を経て、国に認可申請をするわけでございますけども、実際には、総務省などと協議をしております。やっぱりその中で、将来的な廃止が決まっているものは、附則にという指導がございましたので。なかなかその第3条のところを否定するのは、国から指導もあって、ちょっと難しいというふうに感じております。

◎中根委員 認められないということになっていくんですかね。部長。

◎岡崎文化生活部長 この点につきましては、確かに準備委員会のほうでも議論をいたしました。しかし国が、指導とは言いながら、それではということが本音でございます。やっぱり。そこは。それはこれではなくて、こういう定款の変更、規定、法規定の制度の問題でございますので、もう廃止が決まっておる分については、附則でという原則。それを、どこに書いているのかと言われると、そういうことは、私ちょっと答えられないんですけど。それはもう法制の規定上、こういう形でという指導がございましたので。確かに少し、今あるものをという御意見は十分わかりますが、こういった形で出さざるを得ない。そうしないと多分、認可は難しいのではないかという気が、私としてはしております。

◎中根委員 そうですか。はい。

◎岡本委員 例えばですよ、変な話ですけど、今回御嶽山で亡くなられた方が、まだ死亡

を確認されていないときは、心肺停止でしたよね。たしかね。死亡にはならなかった。短大もまだ廃止条例が出てないでしょう。

◎岡村私学・大学支援課長 短大廃止条例といますか、県は公立大学法人に業務運営に関する指示をする中期目標がございますが。そちらのほう、当然変更については、議会の議決を経て変更しないといけないんですが、その中で、短大はもう学生募集を停止することで。それが最終的には廃止条例というか、そちらのほうで廃止決定という形で決まっている形になります。

◎岡本委員 条例でまだ決めていませんわね。だから、まだわからないことに対して、死んだと診断書を出すのはおかしいんじゃないかと思いましたけどね。もっと強い姿勢で、県としても臨んでほしかったなど。そうやって議論もなされているんですかね。それ、何で言うかという、そういう関係の人たちがいっぱいいて、今までいろんな形で、存続してほしいという思いがあって、いろいろ運動されている方に対しての配慮も含めて、私はそうするべきではなかったかなと思って、変な言い方もしましたけれども。

◎岡崎文化生活部長 お気持ちはよくわかります。それから、この短大をめぐる議論は十分認識をしておりますけれど。このような形で定款を出さざるを得ないということがございますので。御理解をひたすらお願いしたいと思います。

◎川井委員長 質疑を終わります。

〈情報政策課〉

◎川井委員長 次に、情報政策課の説明を求めます。

◎森田情報政策課長 情報政策課でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、情報政策課の補正予算を御説明いたします。

お手元の資料②の番号がついております議案説明書（補正予算）の30ページをお願いいたします。

情報政策課では、1,218万1,000円の増額補正をお願いしております、財源は全額国庫補助金となっております。

右側の説明欄で項目の御説明をさせていただきます。1の電子県庁推進費としまして、1,218万1,000円となっておりますが、これは社会保障・税番号制度の導入に伴いまして必要となる宛名システムの整備委託料1,120万円と、中間サーバーを利用するための負担金98万1,000円となっております。

参考資料のほうで番号制度と今回構築するシステムの概要につきまして、説明させていただきます。お手元の文化生活部の委員会資料、（議案参考資料）のほうの赤のインデックスになりますが、情報政策課の資料をお願いいたします。

1 ページ目の社会保障・税番号制度についての導入目的にありますように、番号制度は、国民に個人番号を付し、複数機関にある個人情報が一人的な情報であることを確認するた

めの仕組みを構築するものです。

最下段の導入イメージをごらんください。左側の番号制度の導入前の手続の流れですが、住民の方が社会保障給付などの申請手続を行う際に、現在は、市町村等の関係機関から添付資料となります課税証明書や住民票などの発行を受けることが必要であります。矢印の右側、導入後にありますように、制度の導入後は、関係機関の間で直接情報をやりとりするようになりまして、行政の効率化が図られますとともに、添付書類の省略など、住民の利便性の向上が図られるものです。

この仕組みの構築には、同じく導入後の図の中にありますが、番号制度関連システムによります国、地方公共団体等の関係機関の情報連携が必要になりますことから、国からは各地方公共団体に対しまして、情報システムの改修などの対応が求められており、高知県におきましても、他の都道府県と同様に関連するシステムの構築が必要になりますことから、今回補正予算としてお願いしております。

資料の2ページ、社会保障・税番号制度関連システムの概要をお願いいたします。国が整備します、情報提供ネットワークシステムと連携する番号制度関連システムの全体概要を示した図になっております。右下、高知県と記載しています薄いオレンジ色の網かけ部分が、県が整備しますシステムの範囲となります。今回補正予算でお願いいたしますのは、水色で網かけをしております県庁内の税や福祉などの業務システムを連携するための宛名システムの整備と、網かけの外側左にあります県と国の情報提供ネットワークシステムを結ぶ中間サーバーを利用するための経費となります。

続きまして、番号制度導入に関するスケジュールにつきまして、資料の3ページ、社会保障・税番号制度導入のロードマップをお願いいたします。左上の制度構築、薄い黄色で網かけしておりますが、制度構築の欄にありますように、平成25年5月に番号制度関連法が施行されまして、政省令等の整備や、個人番号の通知を経まして、平成28年の1月から個人番号の利用が始まる予定となっておりますことから、この国のスケジュールにあわせまして、県においては最下段の県のシステム構築・改修の欄にありますように、宛名システムについては、平成26年、27年の2カ年での整備を計画しておりまして、構築に要する経費はトータルで8,000万円余りを見込んでおるところでございます。

また、中間サーバーにつきましては、国が開発しまして、地方公共団体情報システム機構が設置しますシステムを利用することになることから、そのための負担金を計上しております。

補正予算につきましての、情報政策課からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

(質疑なし)

質疑を終わります。

以上で、文化生活部の議案を終わります。

《文化生活部》

◎川井委員長 続いて、文化生活部より高知県新資料館（仮称）について、報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

〈文化推進課〉

◎川井委員長 それでは文化推進課の説明を求めます。

◎高橋文化推進課長 文化推進課です。よろしくお願いいたします。文化推進課からは、高知県新資料館（仮称）に関する報告事項2件をお願いいたします。まず、新資料館の管理運営（案）についての報告でございます。別途配布しております報告事項の文化推進課の赤いインデックスがついております1ページをお開きいただきたいと思います。高知県新資料館（仮称）の管理運営（案）についてでございます。

新資料館につきましては、平成28年度中の開館を目指しまして、現在建設工事に着手しておりますが、開館までのスケジュール、開館後の運営方針、管理運営の方針について御報告させていただきます。

管理運営の考え方としましては、他の県立文化施設と同様に、指定管理者制度を導入したいと考えております。現在山内家資料の保存継承、調査研究、展示公開及び教育普及といった役割を、公益財団法人土佐山内家宝物資料館が担っておりますが、その財団の設立趣旨、学芸員の専門的知識や技術、財団として蓄積してきた実績などを踏まえまして、新資料館に求められるさまざまな取り組みを実施できるのは、同財団のほかにはないと考えられますことから直指定とし、指定期間についても他の県立文化施設と同じ5年間を考えております。

平成27年度末に建築が竣工する予定でありますことから、管理代行業務の開始は平成28年度当初からとし、開館の準備も含めまして、指定期間とすることを考えております。

また平成28年度中の開館までのスケジュールでございますが、3のスケジュールのところでございます。平成26年12月に、正式名称を決定いたします。山内家資料を中心に歴史文化資料を保存研究し、展示等により全国発信するとともに、高知城に隣接する立地条件を生かし、観光振興、地域振興にも資する施設として、その実施していく事業、担うべき役割にふさわしい名称を、有識者や関係者に意見を聞きながら、県で決定したいと考えております。

次に、現在の土佐山内家宝物資料館では、山内家資料の新資料館への移転作業に必要な期間、人員、スペースなどを総合的に勘案いたしまして、現在の資料館で展示を行いながら、確実に資料移転準備を行うことは困難でありますことから、平成26年度末で、展示を終了させていただく予定でございます。なお、展示終了後も、講座や講演会等の事業を開

催することで、新資料館の開館に向けたPRは行ってまいります。

また、平成28年度からの管理代行業務の開始に向けまして、平成26年度末から平成27年度にかけて設置及び管理に関する条例や関係規則を制定し、平成27年度中に指定管理者の指定、基本協定の締結を行いたいと思います。管理運営につきましては、以上の方針スケジュールで進めてまいりたいと考えております。

次に、新資料館建設工事の進捗状況について、御報告させていただきます。報告事項の2ページをごらんいただきたいと思います。

6月議会で議決いただきました建築主体工事の契約に続きまして、電気設備、空調設備、衛生設備及びエレベーター設備の各設備工事につきましても、入札手続を進めてまいりましたが、1の発注の経過と今後の発注スケジュールにありますように、空調設備工事については、入札不調により現時点で契約できておりません。なお、入札不調の理由は、調査基準価格を下回る低入札によるものです。

空調設備工事につきましては、改めて入札公告を行いまして、11月中旬には契約できる見込みでございます。

また建設工事全体のスケジュールといたしましては、現在、現場では地盤改良工事を行っております。今後基礎工事、躯体工事と進んでまいります。空調設備業者が入るまでは、空調設備以外の施工者間で工程を調整することにより、全体の工期に影響が出ないように施工してまいります。

平成27年度末に竣工しました後、平成28年度に展示ケースを設置し、平成28年中の開館を、当初の予定どおり目指して整備を進めてまいります。

文化推進課からの報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 準備中の展示は困難だということで、この間も説明を受けたところですけども。なるべく、何というか、新しいものを陳列するんじゃなくて、置いてあるものを見てもらうような形で、なるべく閉館しないでおれないものかどうかがね。僕らの中でも議論になったんですけども。

◎高橋文化推進課長 確かに、できる限り休館期間を短くしたいというのは、私どももそういうふうに思っておりますけれども。山内家資料は御案内のとおり、約6万7,000点ございまして、それで非常に貴重な文化財であるということで、現在、そのリストができておりますけれども、そのリストとそれぞれの現品を、個別に突き合わせていく作業が出てまいります。その中で、現状の傷とか、そういったものはどういったものがあるのか確認もしながら、チェックをして梱包し、また次の場所へ持って行って、またチェックをして、開封といいますか、ほどこことがございます。そのときに、いわゆる学芸員がきちんと専門性を持ってそれを確認しながら、作業していかないといけないということがございまし

て、かなり時間がかかる作業を、短期間に今度の新資料館に移るために、かなり頑張ってやろうというぐらゐの状況になっております。展示を続けたいのは、やまやまではございます。館もそういった気持ちを持っておりますけれども、まずはその6万7,000点をきちんと問題なく、次の場所へ移していく。それに全力を挙げたいということで、こういったスケジュールになっておりますので、御理解いただければと思います。

◎岡本委員 それは重々承知の上で、なるべく。その展示品をさっきも言いましたけれども、入れかえるとかそういうんじゃないで、なるべく、見える状態をつくってほしい。大体、閉館にする期間が1年以上になるんじゃないですかね。この間も、来られた方が、またがっかりして帰られる状況になるので、ぜひ、これは報告事項ですから、議決する事項でもありませんけれども。それはぜひ、今言ったことは協議していただいて、館の人たちとも、やっていただきたいなど。

◎高橋文化推進課長 はい。展示は終了させていただかないといけない状況にはなっておりますけれども、先ほども御説明させていただきましたように、今やっております講座とか、そういう講演会、それから教育関係のそういういろんな取り組みですね。そういったものは今後も、続けてやっていきますので。そういったところでも、外から来られた方に参加いただいて。山内家資料はこんなにすごいんだ。次の新資料館ですごく魅力があるんだということを知っていただく、伝えていけるような努力はしていきたいと思います。

◎川井委員長 質疑を終わります。

以上で文化生活部を終わります。

お諮りいたします。以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査については明日行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎川井委員長 御異議ないようでございますので、それでは、以後の日程については、明日の午前10時から行いますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会はこれで終了します。御苦労さまでございました。

(16時11分閉会)